

## 平成23年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

---

### 議事日程

平成23年3月9日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第3号議案 幸田町職員等の旅費支給条例及び幸田町葬儀用祭壇使用条例の一部改正について

第4号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について

第5号議案 幸田町税条例の一部改正について

第6号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について

第8号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合組合同約の変更について

第9号議案 西三河地方教育事務協議会設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会組合同約の変更について

第10号議案 財産の取得について（はしご自動車30メートル級）

第11号議案 町道路線の設定について

第17号議案 平成23年度幸田町一般会計予算

第18号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計予算

第19号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第20号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第21号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計予算

第22号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

第23号議案 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第24号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計予算

第25号議案 平成23年度幸田町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

1番 浅井武光君	2番 酒向弘康君	3番 大嶽 弘君
4番 池田久男君	5番 水野千代子君	6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君	8番 山本隆一君	9番 杉浦 務君
10番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君	13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君	15番 夏目一成君	16番 鈴木三津男君

欠席議員（1名）

12番 内田 等君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副	町	長	成瀬 敦君		
総	務	部	長	新家道雄君	健康福祉部長	伊澤伸一君		
参	事	杉浦 護君	環境経済部長	松本和雄君				
会	計	管	理	者	鈴木政巳君	土木課長	山本幸一君	
都	市	計	画	課	長	鈴木富雄君	下水道課長	清水 宏君
教	育	長	内田 浩君	教育部長	牧野良司君			
消	防	長	酒井利津夫君					

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

御報告いたします。

12番、内田 等君から、本日、葬儀のため欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） ここで、定例会初日に配付いたしました委員会付託表について訂正がありましたので、お手元の付託表と差しかえをお願いいたします。

ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 本日、お手元に質疑事前要求資料の配付をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は13名であります。

議事日程は、定例会初日に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、10番 鈴木修一君、11番 大須賀好夫君の御両名を指名いたします。

---

○

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第3号議案から第11号議案の9件と第17号議案から第25号議案の9件、合わせて18件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

では、第3号議案の質疑を行います。

まず、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） この3号議案につきましては、市町村合併による文言改正による影響が主なことになっておりますが、この条例の中身を見ますと、金銭的、会計的といろんな問題が入ってくるわけでありますが、この中で旅費支給額につきましては、最近、縦のバランス、それから財政確保、経費削減とか、いろいろな問題がありますが、支給金額の基準自体について、近隣市町とか県内とか、そのような観点から見直しをされたのかどうか、将来展望等がございましたら、回答をお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 幸田町職員等の旅費支給条例の関係でございますが、これにつきましては、平成19年の4月に支給額の改定を行っております。これは、行革の一環として行っておりまして、その内容につきましては、支給手当の引き下げという内容が主な改正でございます。近隣の市町への出張日当が400円という金額で従来ありましたけれども、それを一切支給しない、ゼロにしたという改定を行っております。

したがって、こういった見直しも過去に行っておりますので、今回につきましては、市町村合併の関係の規定のみを改定させていただいておりますのでございまして、支給額の見直しは、今回は見合わせております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） わかりました。

また、これからもいろいろな面で、県外出張とかいろいろな面が出てくるとは思いますが、常に見直しの観点で作業を続けていただければと思います。

終わります。

3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 資料要求に基づいて質問をしてみたい。

近隣の状況や、それから実績等を出していただきましたが、この前納報奨金につきましては、家計をやりくりするために何とか一括納付をして、そして少しでも節税をしたいという町民の願いも込められたものであるかというふうに思います。

そういう中で、預金金利は引き下がっており、ほとんどゼロに近いという中で、やはり銀行に預けるよりは一括納付をして、そしてその浮いた分が節税と、こういうことで、日々皆さんやりくりをしている中で、これが廃止をされることによって、裏を返せば、これが値上がりというか、出費がふえるわけであります。

その時期が来年の4月ということでありますけれども、しかしことしの4月からは、生活用品にかかわるものや、また燃料・電気・ガス、こういうものまで上がってくると。これは、家計をますます直撃をしてくるということで、まさに追い打ちをかけるものではないかというふうに思いますが、そうした点で、この廃止をする理由についてお伺いしたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町民税につきましては、前納報奨金制度を全廃するという内容でございます。

固定資産税、都市計画税については、交付率限度額の引き下げを図るということで、制度自体は存続するけれども、その条件を引き下げるといった内容の改正でございます。

理由でございますが、町民税につきましては、給与や公的年金に関しては、天引き、特別徴収による納税になっております。

したがって、前納制度を活用できる方は、普通徴収のみに限られておるといって、これは従来からのことでございますが、非常にそういった制度活用ができない人、できる人の不公平感が非常にあるということが1点でございます。

さらに、幸田町の財政事情が近年非常に法人町民税等の減収によりまして財源確保が急務になっておるといって、少しでも前納報奨金として支払う財源を確保していくということが2点でございます。

さらに、県下近隣の状況を見ても、この制度の廃止ないしは縮小を図っておる傾向がございます。

そういう中で、本町もこういった今回の提案ということになっております。

さらに、廃止をしないけれども、固定・都市計画税につきましては引き下げをさせていただくという理由の一つとしては、今日の低金利の時代の中に、この前納報奨金の交付率が非常に高い水準にあると、この乖離があるということで、それを引き下げて、乖離幅を縮小するというのも理由の一つでございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町県民税が地方の財源を地方のほうにということで、税源移譲がございましたよね。それで、所得税と町県民税のバランスが4対6ということで、6%が町県民税のほうにシフトが置かれてきたということからすれば、この町県民税の廃止

というのは、逆に住民への負担、この前納報奨金を利用している人たちにとって言えば、逆の負担になるわけでありまして、そういうことからすれば、住民の負担がこの制度存続と比較をするとふえるということにもつながるものでありまして、この利用者が1,984人という人たちが影響を受けるわけでありまして。

それから、今、固定資産の評価は年々下がってきているけれども、しかし固定資産税は上がってきているという、こういう中で、土地の評価は低くなっても税は毎年上がってくるという、こういうことからすれば、この廃止は、7,836人に及ぶものでありまして、合計すれば約1万人近くの人たちがこの恩恵を受けることがないということからすれば、やはり住民の負担が大きくなっていくということにつながるものでありますが、その廃止の理由は、財源の確保と、不公平感があるから、その公平感を保つためにやるという、そういうことと同時に、預金の利息の乖離を穴埋めをするものだよと。こういうことからの理由でございますけれども、しかしやはりこのことによって、住民の負担にかかっていくということは紛れもない事実でございます。そうした点で、住民の理解をどう進めていくのかということでもあります。

それから、この前納報奨金制度でございますけれども、これは何年ぐらいから始まってきたのかということでもあります。

そして、今、廃止の理由として言われました普通徴収と特別徴収の不公平感、これが今まで、以前には前納報奨金はもっとよかったわけですね。それが見直しをされて半減をされてきたということで、その導入当時から、そうした特別徴収と普通徴収のこのバランスというものが、やはり論議をされたかされなかったかわかりませんが、従来からこの制度を始めた当時から、そういう徴収制度に対してのバランス問題があったというふうに思うんですけれども、なぜ殊さらこのことを負担の公平ということで取り上げられたのか、その辺も伺いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 前納報奨金制度につきましては、戦後の世界情勢の混乱の中で、地方財政の基盤強化という点で、早期財源の確保というねらいのもとに創設されたというふうに聞いております。

しかし、当初は、やはり町県民税につきましても、ほとんどが普通徴収での徴収割合が多かったわけでございますが、現在の前納報奨金制度が活用できる対象者の割合は30%になっておるわけでございます。7割の方は、この制度の活用ができない特別徴収でございます。

したがって、こういった大半の方ではない一部の方のみがこの制度活用ということでは、これは税の基本であります公平な課税という点では問題ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の社会状況の中でどうなっているかと言うと、リーマンショック以降もそうでありまして、働く場がないと、こういう中で、非常に滞納額がふえてきているわけですね。特に、町県民税なんかはその最たるものではないでしょう

か。それが廃止ということになるわけですね。

今、答弁にありましたように、特別徴収が70%と言われましたけれども、この制度が戦後と言われますと、60年以上続いてきた、こういう中で、なぜ殊さらこういうことを取り上げられるかということですね。

特に、町県民税で言えば、働く場がない、それから不安定雇用の中で、普通徴収が逆にふえてきている状況になるのではないかと。それが今度は、こういう恩恵もなくなってくれば、ますます滞納者がふえると。そういう財源確保という観点から始められた制度が、今度は逆に不安定雇用の中で財源確保が難しくなってくる、滞納になってくる、そしてそれが不納欠損として落とされる。これでは、財源確保ということで進めてきたことが、逆に財源がなくなってしまう、落ち込んでしまうことにつながりかねないのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうかということと、それから特別徴収が70%と言われましたけれども、特別徴収は安定雇用の中で生活に対する不安も多くありますけれども、しかしながら安定的に生活ができる、そういう階層に属している人たちが特別徴収で税を納付をしている状況があるわけですね。

ところが、普通徴収で言えば、不安定雇用、そして仕事が無くなれば、即、もう生活ができない、こういう貧困の状況に置かれている人たちがふえてくる中で、この制度の廃止は、やはり自治体にとっては逆にマイナスになるのではないかとこのように思いますけれども、今の情勢は、そういうふうになっているかどうか、どうでしょうか、その判断をお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） この制度の目的としては、財源の早期確保という理由のほかに、納税意欲の向上というものがございます。

この納税意欲の向上につきましては、長年の歴史の中で非常にその納税意識の確立がなされてきたというふうに考えております。

したがって、前納される方については、前納制度がなくなったとしても、納税の意欲は決してなくならないという期待をしておるわけでございます。

先ほど普通徴収の階層の話でございますが、やはりそれはあくまでも税額・税率の話であって、前納報奨金制度とはやはり次元の違う課題ではないかというふうに思います。

やはり、トータルでの考え方もあると思いますが、あくまでもこの制度の目的としては、早期財源確保というもとに制度の創設があるわけでございます。そういった早期財源確保の問題がなくなれば、やはり制度としても見直すべき内容ではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 早期財源確保が今必要ないと言われるわけでありましてけれども、私はそうは思いません。やはり、安定的に財源を確保していくということからすれば、後から入るよりは先に入ったほうが財源の効果的運用ができるということにもつながるわけでありまして。

それと、今、町民の皆さんが置かれている状況というものは、私もそうでありましてけれども、やはり生活が大変厳しくなっている。こういう状況の中で、今、新聞に折

り込んであるチラシ、何を見るか、御存じですか。

やはり、どこのスーパーがきょうは安売りをしているかと。あちらのスーパーがきょうは安い。次の日は、こちらが安い。やはりいろんなところで買い物をしながら節約を進めながら、自分たちの日々の生活を営んでいるわけですね。

ところが、やはり利用する、この町県民税でも前納されている人たちは、とにかく毎日節約しながら一括納付して、そして預金利息よりも自分たちの利益につながるわけですから、節税ができる。そういうことで、日々努力をしている人たちが、やはり人数的に言えば1,984人もいらっしゃるわけでありまして、とりわけ普通徴収が少なくなってきたとは言われるものの、そういう努力している家庭だってあるわけです。そういう人たちがどういう暮らしをしているかということにも目を向けるべきではないか。

そのためには、町県民税が住民負担にしわ寄せをしてきた。そうした状況に置かれている階層の人たち、私もそうでありますけれども、やはりやりくりをしている世帯を直撃するものにほかならないということを訴えたいというふうに思うわけでありましてけれども、この訴えというのは町の行政には響かないのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 早期財源確保という点では、決して必要ないとは思っておりません。したがって、固定資産税につきましては、制度の存続を予定しておるわけですが、その内容について引き下げを図らせていただくという内容でございます。

したがって、固定資産税につきましては、制度存続によって早期の財源確保も図りつつ、その引き下げによって、1,900万ほどの財源も固定資産税では確保するというところでございます。

なお、納税者にとりましては、市中銀行の定期預金金利よりも若干高い前納報奨金交付率でもって有利に働くということでございます。

トータルとしての生活防衛という観点での引き下げにつきましては、やはりその財源確保を図って、それを行政の中で住民サービスとしてその税金を使っての還元を図っていくわけでございますので、決して住民にとっても不利になるという話ではないというふうに理解をいたしております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 連続でございますが、先ほどの説明で、特別徴収と普通徴収の不公平感の話がありました。

私、個人的な見方では、前納した人が有利ではなくて、逆に不利じゃないかと。特別徴収というのは、4回に分けて後で払います。前納金というのは、前に払います。前納した人は、払わなければ、銀行へ預ければ金利がつくわけでありまして。そうすると、金利相当分ぐらいは前納報奨金をつけても全く平等、不公平感を生じないというように考えておりますが、そういうような議論もされたのかどうか、考え方でございます。

それから、ちょっと飛躍した考えでございますが、7割の利用者の話がありました。こういう特別徴収の人も前納制度を利用できるような法整備、法改正の働きかけという

ものはできるのかどうかという、この2点についてどういうふうにお考えになったかということです。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 前納した場合に金利分ぐらいは報償金として出してもいいんじゃないかという御意見でございます。

これについては、やはり前納制度の活用できる方との比較をした場合に、やはり不公平感はどうしてもあるんじゃないかと思います。

税の基本であります公平という点での観点に立てば、同じ条件下で公平に課税すること考えますと、町民税の前納報奨金制度は3割の方しか利用できないということであれば、見直すべき内容ではないかというふうに思います。

この特徴納税者に対しましての制度改革につきましては、やはり地方税法の中での規定等もございます。こういった関係について、特別徴収にも前納報奨金制度という話は今まで議論されたこともなかったわけですけれども、今後、そういった制度改革が可能かどうかは検討してまいりたいというふうに思いますし、国へのそういった税制改正が可能かどうか確認をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） わかりました。

改正については、この場では場違いかと思いましたが、それは失礼をいたしました。

一番問題なのは、納税意欲の向上の今まで培ってきたものをどういうふうに維持していったらいいかということも問題とされると思います。

そういう正しい納税の意識について、今後、啓発とか、そういう周知とか、理解を求めていくような、そういうPRとか、広報とか、そういうものが生きてくると思いますが、その辺の啓発関係を御検討されるように発言をしまして、これで終わります。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） この制度の改正につきましては、24年の4月からという実施予定にいたしております。

したがって、1年後ということでの改正でございます。その間に、この前納報奨金制度の見直しについては、十分、納税者に対して周知と御理解を求める、そういったPRを進めていき、なおかつ手続上、従来前納されている方につきましては、期別への移行をどうされますかということも確認し、その選択をしていただくというようなことも、この1年をかけて行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） この前納報奨金の廃止については、11月の総務の協議会で、すべて町県民税、また固定資産税、都市計画税、すべて廃止という案が出されておりました。

その廃止の理由といたしましては、先ほど来、総務部長が言われております、不公平感、また財源不足、県下の近隣が廃止・縮小等の流れからということで理由を受けたわ



けでございますが、しかし協議会の中でございましたが、さまざまな使用料・手数料が値上がりする中だからこそ、やっぱりこの制度というのは残しておくべきではないかという、そういうような意見とか、また近隣市町でも制度を存続・実施している市があるという、そういう意見が出たところから、この固定資産税と都市計画税の存続が可能になったのではないかなというふうに思っているところでございます。

町県民税の前納報奨金の廃止での影響額は約400万円ぐらいということで、ここに出ております。固定資産税及び都市計画税の交付率を0.5から0.1%に引き下げ、また限度額を5万円から1万円に引き下げられた、この影響額をまずお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 固定資産税・都市計画税の交付率・交付限度額の引き下げによる影響額でございますが、22年度実績をもとに試算してみました場合、前納報奨金額が22年度実績は2,386万円でございます。これが交付率0.1%、交付限度額を1万円としますと、472万円になるということでございまして、この差額が1,914万円という額になるわけでございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） それでは、この町県民税は約3割の方が利用され、また固定資産税・都市計画税は55%の方がこの前納報奨金制度を利用されているということで説明を受けているわけでございますが、前納されていた方々の多くの方々が、前納のメリットがなくなれば期別のほうに変更をされるということになるというふうに思うわけでありませう。

口座振替の件数がふえてくるのではないかなというふうに思いますし、また口座振替の回数がふえてくれば、金融関係への手数料や、また自主納付、口座ではなくて自分で持ってくる自主納付の方々の納め忘れや未納などのための督促件数、これがふえてくるという可能性もあるのではないかなというふうに思うわけでありませうが、この制度廃止、また引き下げ等に伴うすべての影響額はどのぐらいと考えて予想されているのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 固定資産税・都市計画税については、率は下げるものの、制度自体は存続します。したがって、期別に移行するという方は見込んでおりませう。従来どおりの前納報奨金制度を活用される方は確保できるという判断をいたしております。

しかし、町民税につきましては、全廃でございますので、これは一定割合は期別に移行されるということでございませう。

したがって、口座振替の1件当たりの手数料があるわけですが、この件数が期別化するとふえるということで、経費としてはふえてくると思います。

しかし、町県民税のそういった経費、さらに納め忘れということは、4回に分けての納付になりますから、納め忘れということもあります。それに伴う督促状の発送といったものもふえると思います。

しかし、これらの経費につきましては、町県民税全体でも10万円以下の経費ではな

いかというふうに思っております。

そういった経費増はもちろん想定はいたしておるわけですが、それ以上に前納報奨金の削減による財源確保という点でのメリットが大きいというふうに判断をしているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） この制度は24年から廃止ということで、1年間の猶予があるわけですが、先ほどこれらの影響する方々、利用されていた方々への周知等は、手続をこの1年かけてゆっくりやっていくということでお聞かせを願ったわけですが、特に高齢者の方々には、さまざまな通知文が来ても、なかなか御理解をされづらい、そういうところがございますので、高齢者の方々にもしっかりと配慮をした上での手続、通知等をしていただきたいというふうに思います。

それから、この協議会のおきに出された廃止理由の文言の中で、町税収が著しく減少しており、福祉事業等の財源を確保する必要があるという、こういう文言が協議会のおきに出されております。

今の影響額を言いますと、町県民税の影響額は約400万円、固定資産税・都市計画税の交付率、また限度額引き下げによって1,900万円、合わせますと2,300万円の財源が確保できるわけですが、これらを福祉事業の財源に確保すると、福祉事業等というふうに書いてございますが、これらをすべて、2,300万円ですね、福祉事業に投資するというところで理解をしてよいのでしょうか。また、詳しくもしこの辺であれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 制度改正に伴う納税義務者への周知の関係でございますが、町県民税につきましては全廃でございますので、これらにつきましては、個々に納税義務者に、前納されている方に対して、今後も前納で行きますか、それとも期別に切りかえますかという、個別確認をしてまいりたいというふうに思います。

固定資産税・都市計画税については、制度の存続でございますので、周知を徹底して行うということにとどめさせていただきます。

この前納報奨金による福祉への手当ということですが、近年の税収の減少、それに引きかえまして、歳出では、中学生までの医療費無料化、在宅介護手当の増額といったような福祉事業の充実を一方では図っていかねばならないということがございます。そのための財源として、こういった前納報奨金の分を活用していくということがございます。

しかし、福祉のための特財という、そういう位置づけではないわけですが、そういった気持ちでこの財源の活用を考えていきたいということがございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、福祉等の財源をどういうふうを活用するかという質問に対しまして、総務部長は医療費云々と言われましたが、医療費は今までもずっと毎年かかってきたわけですが、確かに、対象者はふえているかというふうに思いますが、医

療費の関係は、改めてこの前納報奨金を廃止したことによってその財源を賄うというものではないかなというふうに思います。

在宅介護、これの倍額ということで、新しくこれは始められる事業でございますので、これは理解するわけでありますが、やはりこの協議会の資料に基づきますと、福祉事業等の財源を確保するというふうに書いてあるということは、私は前納報奨金の廃止の財源をすべてやはり福祉関係の事業に持っていかれるのかなという、そういうふうに理解したわけであります。

福祉事業と言いますと、やはりこれは反対されるというものではないわけでありますので、やはりここに書いてある以上は、前納報奨金の廃止に伴う財源の確保は、やはり私は福祉関係の事業に投資をしていただきたいと、そういうふうに思うわけでありますが、その辺の答弁を願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 福祉のための特財として規定されているわけではございませんけれども、極力、この制度見直しによって捻出される財源については、福祉への充当を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 総務部長の答弁を聞きますと、おぼれる者はわらをもつかむと、つかめるものなら、何でもつかんでと、こんな内容で、論旨が一貫してへんわけだ。

それで、先ほどの答弁の確認だけするけれども、町民税の全廃をして、前納報奨金制度がなくなると。そうしたときに、今、活用している前納者に意向を聞くんだと。意向を聞くといったときにあなたはどういうふうに言った。普通徴収にしますか、前納を選択しますかと、こういう答弁をしとるんだ。前納をなくしておいて、何で前納選択の案内をやるんだ。手違い・間違い・勘違い、これはある。あなたの言ったのは、前納は廃止しても、引き続き前納があるかのような内容で前納納税者に御案内しますよと、こういうことなんだ。手違い・間違い・勘違いはだれでもある。原稿もそうなっているかは知らん。しかし、あなた自身がもう前納を廃止すると。廃止したときの、後、どういうふうな周知徹底をするかという点については、前納の選択もありますよというような案内を出すのか。まず、そこから。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 大変失礼をしました。

前納制度、報奨金はないにしても、前納制度自体は町県民税にも残るということでございます。特典はないけれども、一括して納付される方は、他の市町村におきましても3割程度は、4回に分けて払うのは煩わしいから一括で納めますよと、特典はなくても納めますよという方が、近隣の状況を見ますと、3割程度は見えるわけです。

したがって、本町も、その状況はあると思いますので、納税者に対しては、特典はないけれども一括で納めますか、それとも期別にしますかという、そういう提案はさせていただく予定でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、言葉足らずなんだな。言葉足らずで、前納制度は存続するけれども、前納にかかわっての報奨金はなくしますよと。しかし、あなたは前納しますか、それとも期別にしますかと、こういうことなんですよね。何でわしが解釈せなあかんの、答弁者の。説明責任があるでしょうが。きちっとやってくれ。

だから、おぼれる者はわらをもつかむと、つかめるものなら何でもつかんでくると、こういう発想だ。

そういう中で、固定資産税は0.5から0.1にしますよと、残しましたよと。じゃあ、何を見て残したかと。西尾がやっとなら。これだけの発想だ。

我がまちでどうするかということじゃなくて、全廃していいかどうかと見たら、一番低いところで隣の西尾がやっとならから、これを採用しようと、こういうことじゃないのか。もしないとしたら、じゃあ0.5から0.1に引き下げた基本的な考え方は何なのか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 近隣の動向も参考にして、引き下げ率については決定したということもございますが、固定資産税につきましては、前納による税額総額が15億円ほどございます。これが仮に報奨金制度を廃止しますと、一定割合期別に変わることを想定するわけですが、途中の計算はちょっと複雑になっておりますので、省略しますが、約6億7,000万円ほど一気に入るべき税額が入らないという試算をいたしております。

そうしますと、この6億7,000万円の財源不足が発生するわけでございます。これを一時借入れをするとしますと、今の金利からしますと、半年の借入れをした場合に、670万円ほどの利息を払って一時借入れを起こすということになるわけでございます。

こういった金利を払うならば、その相当額を納税義務者に還元する報奨金として残してはどうかということで試算した結果が、前納報奨金0.1%、限度額1万円という、そういう算定が出てきたわけでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そう先回りして答弁せんでもいいわけだ。

結果的にあなた方がそういう計算をしたときに、制度として全廃をするというのがあなた方の基本的な考え方の前提だと。

つまり、大須賀町政になって町民負担がざっと強められて、基本的なスタンスはやらざるばかり。やらざるばかりじゃ余りにもいかんから、どこかでお茶を濁そうじゃないかといって隣を見たら、西尾市が0.1%だと、こういうこと。ということとあわせて、一時借入金の活用だと。そういうこととあわせて、金利の問題をあなた方が言うならば、基金があるんですよ。財調があるんですよ。財調なんか0.0じゃん。それを崩せばいい。

それがあなた方の目の前の計算でいけば、一時借入金の高金利、ゼロ金利の基金、どういう活用の仕方をするかという点でいけば、そろばん勘定なんか成り立たへんがな。という点から含めていって、一口に言って、町県民税と書いてあるわけだ。県民税もそ

の対象になるわけだな。町県民税、町県民税と言っとるもんね。

幸田町が町県民税を前納報奨の対象にする、県はそんな制度は幸田町には任さない。しかし、幸田町が県民税を含めて前納報奨だから、県民税がその分だけ0.5%から削減して穴があいたら、補てんをして県に納めとるということだわな。書いてあるじゃないか、ここの資料に、あなた方が出した資料に。

当初予算でいけば、町税と固定資産税、個人町民税を合わせて3,000万円だ、前納報奨が。そのうちの500万円が個人町民税。個人町民税全廃で500万円、住民に新たな負担を設ける。そして、固定資産税は2,500万円。2,500万円を5分の1にするわけですから、500万円。2,000万円、住民の負担が強められる。

つまり、この税の前納制だけ、あるいは全廃をする、削減をする、そのことによって、新たに2,500万円、住民の負担がふえるということでしょう。個人町民税が500万円全廃、そして固定資産税・都市計画税が2,500万円を500万円にする。差し引きでいけば、3,000万円引く500万円、イコール2,500万円が住民の新たな負担と。これがあなた方の言う幸せなまちづくりか。これが確かな力で、住民の懐から、財布から金を取ってくる、これが確かな力なんだと、こういうことなんです。ですから、おぼれる者はわらをもつかむと、こういうことを申し上げておるわけです。

そういうことも含めて、まず訂正するなりをして、それから答弁に入っていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町県民税というような表現をずっと続けてきましたが、厳密に町民税という限定した範囲での制度改正を、今、御提案しておるところでございます。

基金の活用をすればいいではないかと、もちろんその予定でおるわけでございますが、基金とて、いつも一定額が存在するとは限りません。財調にしても、今年度は14億円、来年度、さらに税収が増額にならないと、さらに財調の取り崩しというようなことから考えれば、一時借り入れも可能性としてはあるわけでございますので、そうした場合を想定した利息の計算を先ほど説明した額を算定したところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 税制を活用できるか、あるいは制度を活用できるか、できないか。

すべからく、あまねく、ひとしく住民がこの制度を全部活用しなければ不公平感が出る、これがあなたの主張だわな。特徴は、前納制度を利用したくても利用でき得へん。普通徴収の人だけですと、こういうことを言われている。

そうしますと、あなたにお聞きするけれども、あまねく3万8,000町民が幸田町の持っている制度であまねく制度の活用できる制度はございますか。説明・答弁いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 急に言われましても、そういった事例があるかどうかはちょっと思いつかないわけですが、やはり半数以上が利用・活用できる制度が基本であるのではないかと。3割の方しか利用できない制度は、これは不公平感があるというふうに判断せざるを得ないというふうに思っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） へ理屈・は理屈も理屈のうちだ。思いつかない。そんなのあるわけじゃないじゃん。あまねく、ひとしく3万8,000町民が幸田町の設けている制度なりで全部その恩典に預かる制度というのは、思いつくも、思いつかんもない。例えば、広報でも、組に入っておらん人には届けてへんわけだ。たまたまの事例だから、そんなものに食いついてくるなよ。

そういうことで、制度そのものに全町民があまねく、ひとしく制度活用できるなんていうことはあらへん。そうしたときにどこに飛びついていくか。いや、そんな3割の人しかその対象にはごさいませんよということを書いていく。じゃあ、その3割よりもっともっと低い人がある、制度の中に。

じゃあ、3割以下のこうしたさまざまな住民の生活を支えていく制度はたくさんありますよ。例えば、先ほど言われた介護手当、これだって一緒でしょ。その対象者は100人、あるいは200人。それを5,000円から1万円にアップする。これもおかしいじゃないか。そういう理屈が成り立つようなへ理屈をつけないければこの問題がきちっと申し上げられないという点の、この問題は大きな問題を持っているわけですよ。

ですから、そうした点からいくなれば、例えば固定資産税も、総務委員会の資料では、固定資産税も全部そうだとされた。そうした中で、委員会の議論がある。隣の市町を見たら、0.1%残っておったから、一番低いところに合わせようじゃないかと、これだけの話なんですよ。

そうしたときに、あなた方自身が何をしているのか。一番初めのあなたの答弁は、税収確保について、改めて前納で確保しなければならないほどの状況じゃなくなってきたと、一定の税源が確保できたから全廃するんだと。

片一方では、いや、それは全廃したら、1期分で6億7,000万円減っちゃうから、一時借入金の活用を考えていきますよと。言っとることが、論旨がぐちゃぐちゃだ。

それほど、あれこれ持ち出さなければならないほど、この議案というものが住民の生活を支えていく、暮らし向きを考えていく、そういう条例じゃないわけだ。

今、幸田町にとって、現行の予算でいけば3,000万円です。3,000万円をわずか500万円にして、2,500万円、住民の負担を多くしなければまちが立ち行かないのか。そんなことない。30億円も新駅に継ぎ込むわけだ。

今まで一般会計から町税の持ち込みはありませんよと言っておきながら、今回の予算では2億円も町税を継ぎ込んでいる。

そういう財源がありながら、2,500万円新たに税負担をかけなければならないところにへ理屈が成り立ってくるということと同時に、あなたが言われた財源確保のための前納制度であったと。しかし、財源の確保については、そうパタパタパタパタせんでも、幸田町は引き続き豊かなまちだから財源の確保はできる。だから、あえて報奨金を出さなくても十分できるんだと、こういうことなんですよ、私どもの理解は、あなたの説明を受けるとね。そうでしょう。片一方では、やらずぼったくりだと、これじゃあ住民の皆さんは納得しませんよ。

一般質問でも申し上げた。大須賀町長が就任して7カ月、この7カ月間で理由なき公

共料金の値上げで3,700万円、国保税の増税で6,000万円、そして再来年度、24年度では2,500万円、住民の負担ばかりふえることばかり考えとるじゃねえか。これが幸せなまちづくりの実態だということを申し上げるわけだ。

そうした上に立って、固定資産税の関係で、あなた方はちょっとも触れとらんけれども、負担調整というのがついてくるわけだな。3年に一遍の評価額の見直しをして、課税評価額が決められたけれども、一気にばんと増税したらえらいからといって、3年間かけて負担の調整を図って増税に追い込んでいくと、こういうシステムになつとるわけだ。そうしたときに、負担調整は、今後というよりも、この予定している年度から言ったら、何%上がってきますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 100%の公平はないという御指摘ですが、税に関しては、極力、ほかの事業事務とは違い、公平を期すという点での視点が必要だというふうに考えておりますし、これを増税という指摘に対しましては、前納報奨金の交付額の削減ということでの御理解をいただきたいというふうに思っております。

なおかつ、この削減によって得た財源については、住民サービスという点での還元を図っていく貴重な財源として活用させていただくわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

負担調整の関係については、承知いたしておりません。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、固定資産税・都市計画税は、毎年、毎年、大半の人ですよ、毎年、毎年、3%から5%税額がふえてくる。税額はふえてきても、頭打ちで1万円切っちゃうわけだ。そうでしょう、固定資産税は。言ってみれば、頭打ち。1,000分の1ということは、1,000万円納税したら、1万円負けてあげますよと、こういうことなんですよ。

そうしたときに、上限で頭は切られて、さらに評価額にかかわってくる負担調整で税額はふえてくる。ふえてくるけれども、納税者の負担はより一層強められてくるというシステムの中に、住民がますますおさめられてくると、こういうことなんですよね。

それをあなたが言われた。福祉財源に使うなら、わしはあえて反対せんわと、逃げ道つくったわけだ、くそ道をな。それ、あなた答えてへん。住民サービスにこの財源を使う。そんなことは当たり前だ。

住民サービスとは何ぞや。町長がいみじくも答弁された、一般質問で。幸田町のやっている仕事すべてが住民の暮らしを支えていくんだと。ということは、住民サービスイコール町の仕事イコール福祉だよと。こういうことだったら、別に福祉という言葉をもてあそんで、目先を曇らせて、くそ道も、一生懸命、こっち行け、こっちに逃げ道があるよと言って教えてやっているようなものだ。

あなた方は、まさにこの条例の中で2,500万円の新たな住民負担を強めて、そしてあまねく公平な税制だというへ理屈の中で、住民負担がより一層強められてくると、こういう内容だというふうに私は思うわけだけれども、そういう視点・観点をあなた方は持ち合わせたことがありますか。そういう視点・観点は全く私どもにはないと。要は、

住民イコール納税者だと。納税者にいわれなき報奨金を支払うのはどうもならんと。払ったとしても、5万円払っておったのを1万円にしましょうよと。こういうことですね。違いますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 負担調整を持ち出しての限度額の内容についての御確認かと思いますが、この1万円にした場合の頭打ちの固定資産税の税額でございますけれども、これは年額224万円の納税をされる方について、この1万円の限度額が影響してくるということでございまして、大半の一般の方については、これ以下の報奨金額になるわけでございますので、影響は少ないというふうに判断をいたしております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時05分

---

再開 午前10時14分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第6号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、国保税の引き上げということで、所得割を引き上げることですけれども、この所得割の中で医療分が「4.44%」を「5%」に、0.56%、それから後期高齢者支援分が「1.39%」を「1.6%」にと0.21%で、合わせて0.77%を引き上げをするということでもありますけれども、この所得割の0.77%の引き上げで、見込み額がどれぐらいになるのかということでございます。

それから、この所得割を引き上げる理由として、所得が減ってきて、その分を補うんだよということではありますが、この所得割の減少見込み、この減少見込みは幾らかということでございます。

それと、この所得割を引き上げることによって、この応能・応益割合がどのようになるのかということでもありますけれども、その見込みをお答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、影響税額であります。

医療分につきましては、約2,270万円、後期支援分で890万円ほど御負担がふえることとなります。

それから、理由の中で、所得減に伴うという説明をさせていただいたこともあるわけですが、所得につきましては、平成19年当時については、1世帯当たり約240万円の所得がございました。それが21年度では、200万円に減ってきております。

その関係で、課税標準等が少なくなってきたわけでもございまして、今回、大変心苦しいわけでもございますけれども、所得割の率として上げさせていただいたところでございます。



それで、応能・応益の関係でございますけれども、まず応益割合、今回の改正、この所得割だけではなくて、資産割も負担調整等で課税標準が伸びますし、また今回は御提案をしておりますが、限度額も法定どおり改めたらということでの前提でございますけれども、応能割が53.2、応益割が46.8、このように見込んでおります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成19年当時から比較をすると、所得が下がってきて、課税に対する所得割の額が減少してきているよということでありまして、この平成19年当時からしますと、だんだんと不況が長引くにつれ、そしてまたリーマンショック以降、働く人たちの残業もなくなり、そして収入が減少してくる。それと同時に、また雇用の不安定雇用が続く中で、住民が置かれている、とりわけ国保加入者が置かれている状況は、日々、苦しいものがありまして、年々生活が厳しくなるという状況があるわけですが、こうした収入が減る家庭の、今度はその収入に対しての税を上げることによって、逆に重税感が高まり、そしてそれがますます高い国保税につながってくるという悪循環につながるのではないかというふうに思いますけれども、部長は今の答弁の中で「心苦しい」と言いながら、「引き上げるよ」と言われましたけれども、この0.77%分を引き上げることによっての重税感というのは、本当に加入者の負担が一気にふえてくるというものであります。

それと、また「限度額を見直した場合」というふうに今言われましたけれども、幸田町の国保税の限度額は68万円でございますけれども、国は2段階また上げておりますよね。それはどうなっておりますか。

それと、その限度額の引き上げは、この税の中にありませんけれども、来年度にこの国保の限度額を引き上げるという目算があるんでしょうか。その点をお尋ねしたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 確かに、所得のおありの方に対してのみ、今回、御負担をお願いをしていくということでありまして、所得のない方、ある方では、所得のない方については、現状と変わらないという今回の提案でございます。私どももいろいろ考えさせていただいたわけでありまして、やはり今回は、仮に一般会計からの繰り入れも5,000万円追加をお願いをいたしました。

この5,000万円につきましても、所得が回復をすれば、おおむね繰り入れが必要なくなる、当面ですね、そういう水準に行くのではないかということも考え方の一つとしてお願いをして、さらにその上でどうしても不足額が今年度6,000万円ほど見込まれるということでございますので、所得割額として負担能力のおありの方に御負担をお願いをするということで改正を提案させていただいております。

また、課税限度額の件でございますけれども、こちらにつきましては、議員、今、御指摘のように、昨年、それとことしはまだ正式には改正をされておらんわけでありまして、法定の限度額が引き上げられる予定でございます。

そうなりますと、本町においては、先ほど言われましたように、法定限度額よりも9万円低いという事態になります。そちらについても、法定限度額に地方税法の施行令が改正をされましたら、またしかるべきときに、本算定までに改正をお願いをしなければ

ならないと、そういうふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど第5号議案の答弁でありますけれども、総務部長が答弁をされましたが、前納報奨金制度にかかわっての廃止・縮小は、住民サービス、福祉サービス、そういうのに使っていくよと、こういうことを言われましたけれども、今、住民が置かれている状況というのは、大変厳しい状況というのは当然おわかりだというふうに思うわけですよ。それで、なおかつこの4月からは、本当に生活にかかわる負担が軒並み引き上がる。そして、また住民の足であるガソリンも引き上がる。電気も引き上がる。こういう中で、さらに町行政において言えば、住民が元気になる活動に対しても、これは負担がかけられる。

こういう状況の中で、国の負担、県の負担、町の負担というものが軒並み住民の方にかかってくれば、ますます生活が厳しいというのはだれもがわかるわけでありまして、そうした生活防衛のために四苦八苦している状況に置かれていることからすれば、このまさに今度は国保加入者は、当然、おわかりのように、不安定雇用の中で働く人たちや、農業や、自営業者や、そして退職者、こういう所得が少ない方たちが多く加入するところでありまして、それが、所得割が引き上げられれば、まさに払いたくても本当に払えないよと、こういう状況に陥るといふふうに予想できますよね、だれでも。

ところが、この予想できることを、「心苦しい」と言って、さらに重税を課すということでは、どう生活していったらいいのかと、こういう今の国保行政ではなかろうかというふうに思います。

そして、滞納すれば、今度は短期保険証という、こういうペナルティを科してくる。さらに、今度は課税限度額で引き上げられたら、9万円低いと。そうしますと、今度は課税限度額で9万円プラスされれば、75万円の限度額になってしまうと。とても、払い切れないというふうになりますよね。

ですから、そういうことからすれば、私はせめて一つ、住民が苦しまないようにということからすれば、これは一般会計から、不足分とすれば3,160万円繰り入れれば、所得割を引き上げなくても済む話であります。1年間、我慢できないかと。

幸田町は、今回、不足分は一般会計からの繰り入れと、そして加入者の所得割の引き上げで賄うよということを言われました。そして、県下の平均に近づけたよと、一般会計の繰り入れをね。と言われましたけれども、まだ県下の平均に若干近づいていませんよね。それは、3,000万円繰り入れれば、県下の平均になるという試算にならないかということでもありますけれども、その辺は、すべて不足分を一般会計から繰り入れをしたとした場合、県下の平均に近づくかどうか、それともこの不足分をすべて一般会計から補った場合は、1人当たりの繰入額は幾らになるか、その点をお尋ねしたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 一般会計からの繰り入れのお話でございます。

私ども、前々から申し上げさせていただいておるところでございますけれども、一般会計の一般財源というのは、他の健康保険組合等に加入されておられる方々もお支払いになられた、そういう税を充てさせていただくということでございますので、そういう

方々が国民健康保険の被保険者に対してやむを得ないというか、支援に対して御理解をいただける範囲でないと、やはりいけないというふうにも思うところであります。

そういうことをございまして、先ほどの3,000万円をさらに一般会計からの繰り出しという御指摘でございますけれども、私どもの試算では、平成21年度の決算で見ますと、1人当たり一般会計からの繰り入れは5,264円でございます。同じ年度の県下の平均が1万1,662円でございます、これで34位の順位でございます。

同じように、これを当てはめると、23年度では、私どもの試算では、1万1,732円を被保険者1人当たりの法定外の繰り入れということになりますので、そういたしますと、21年度の県下平均の序列に合わせてまいりますと、21位になります。ほぼ、県下の平均だというふうに思います。

3,000万円をさらに繰り入れたら幾らぐらいになるかということをございすけれども、そういうランク比較はしてございませぬので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県下の置かれている状況というのは、これは幸田もどこも同じような状況の中で皆さん生活しているわけでありまして、23年度に繰り入れたら21位になって、県下平均になると。これは、後追いでしょう、21年度の。21年度実績に照らし合わせてこうなるよということで、まだ出ていないわけですよ。ですから、後追いでやると県の平均に追いついたよということですよ。

さらに、今度は限度額を引き上げる予定ということをございすけれども、この国保加入者の平均で言えば、これは以前、一昨年ほど前のことをございすけれども、100万円の所得の人たちの割合が、この国保税に占める割合が14%ほどでしたよ。200万円の所得の人たちが12%ほどという、そういう1割以上の税を納めないといけない仕組みになってきている。

これはなぜかと言いますと、先ほど言われましたが、会社勤めの方は、事業主負担、健保や、それから共済や、ほかの国保以外の健康保険の場合は、事業主負担というのがあるわけです。

ところが、国保加入者は、国の国庫負担金と、そしてこの町のほうからの一般会計からの若干の繰り入れで賄っているとすれば、非常にこの加入者負担が、医療費が上がれば上がるほど保険税で賄わなければならないものですから、負担が大変な重圧感となつてはね返ってくるわけでありまして、ますます滞納者がふえてくると。

今回のこの0.77%引き上げることによって、またさらに収入が一段と減ってきている。その減ってきている分をまたさらに収入に掛けて税を上げるとすれば、滞納者がどれだけふえるかという、こういうものも年々ふえている状況からすれば、一気にまた滞納者がふえる。そうすると、上げた分が滞納となつて、さらに一部の加入者負担の税負担となつてはね返ってくるという、悪循環。これはどこかで断ち切らないといけないじゃないですか。

ですから、せめてこうした、今、不況の中で、住民の収入が減ってきているときに、一般会計からの繰り入れでなぜ賄えないのかということでもあります。

それと、また国保には基金がございますよね。この基金を取り崩して充てれないかということでもありますけれども、それでできないわけでしょうか。

それから、さらに部長は法律が改正されれば、本算定でまた限度額を上げたいような、こういうニュアンスを答弁されましたが、この限度額をさらに上げれば、またさらに大変な事態になると思いませんか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、御心配いただいております税率改正に伴う負担増で、それに関連して、滞納との関係でございます。

現実問題といたしまして、所得割額のある滞納者については、それだけで滞納額が所得割額分はふえる可能性がございます。そのほかにも、お支払いいただいております中에서도、滞納がふえる可能性はゼロとは言えないと思っておりますが、私どももやはり親切な納付相談、納税相談等によりまして、極力、収納率の向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。

それから、一般会計からの繰り入れの関係でございますけれども、先ほど県下の後追いの御指摘もあったわけでもありますけれども、リアルな情報と申しますか、そういうものはなかなかつかみにくいということで、私どもはわかっておる、公表されておる資料の中で見ていきまして、ちょうど真ん中あたりということで、今回、一般会計からお願いをして入れさせていただいたところでもありますので、当面、23年度についてはこの形で参りたいというふうに思っております。

それから、限度額の引き上げの関係でございます。確かに、所得割額の多い方については、早目に限度額に到達する可能性があるわけでもありますけれども、じゃあ国民健康保険は基本的には国庫負担、療養給付費負担金等で交付される額を除いた部分を税で賄っていかなければならないという基本的なルールから考えてまいりますと、限度額を抑えると言うと、その分、ほかのところで税を確保していかないかん。これが応益割で取るのか、さらに所得割率を上げて、その分をカバーするのか、そのどちらかしか考えられないと思っております。

したがって、私どもは国が定めております課税限度額に改めて、そのことによりまして約1,000万円と見込んでおるわけもございますけれども、結果として応能・応益の税率をその分抑えることができるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一部の人のために、住民の皆さんからの財源を継ぎ込むことはできないと言われてきたけれども、国保加入者が一部でしょうか。

国民皆保険制度の中で、いろんな医療制度の中で、それぞれの置かれている立場で医療保険に加入しているわけですよね。この国民皆保険制度は、これは義務づけられているものでありまして、どこかの医療保険に所属しない人は、必ず市町村国保に入らなければならないと決められているわけですよね。ですから、それは国が責任を負って、そして運営できるようにしていかなければならない。

ところが、国はこうした国庫負担を45%から減らしてきて、今は医療費の25%し

か負担をしていない。こういう状況の中で、ますます払えない国保税になってきているというのは、御承知のとおりでございます。

それがさらに、今、こうした厳しい状況に置かれているときに、一般財源からの繰り入れがなければ、ますます払えない国保税になってくるという状況で、悪循環を引き起こすわけでありますから、今回はきちんと一般会計から繰り入れして、値上げはやめるべきであります。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 国保の財政運営を考えてまいりますと、今回、税で御提案をした内容、さらに限度額につきましても、法定にしていけないと会計に穴があいてしまう。その補てん財源としての基金につきましても、今回の補正後の取り崩し額ではもう200万円ほどしか残っておらんということでございますので、今回の改正につきまして御理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 健康保険の医療費については、毎年、毎年、果てしなく増加して、いつとまるかわからないような、そういう状況になっておりますが、この制度がもし破綻をしてしまうと一番困るのは、みんな困ってしまうということで、この制度をどういうふうに維持していくか、これ以上のいい制度ができれば別ですが、それが出てこない間は、この維持をどうしてもしていく必要がある。

そうすると、医療費が増加するんだから、だれが負担をするのかという簡単な問題になってくると思うんですが、よくこの健康保険の原点は、自助・共助・公助の考え方で維持していく必要があるというふうに、そういう考え方が原点にあるように聞いております。

そういう点で、税金投入は最後の課題としまして、それまでに自助・共助、自助というのは、自分でとにかく医療費をどういうふうにして減らしていくかという問題、それから共助というのは、ほかの周りの人、みんな、地域なり、そういう連帯感を持って減らしていくというような、そういう発想であると思うんですが、とにかく負担を求めるには、こういう状況で、こういう努力をしたけれども、努力をしているけれども、どうしてもやむを得ないから、皆さん理解してくださいというふうになれば、ある程度理解が早いわけでありますが、そういう点で、例えば医療費がどこまでが医療費なのかわかりませんが、例えば事務経費というのもある程度あると思うんですが、そういう固定的な事務経費をどういうふうに減らして、医療費全体を減らすのかとか、個人に対して健康保険税を上げないために、なるべく自分で買えるような医療は、それがいいか悪いかどうかはわかりませんが、そういうような努力もしてくださいよと。そして、行政としては、こんなようなことを一生懸命努力して節約していきますよと、経費をふやさないようにしますよというような説明がわかりやすいと思うんですが、現時点で、幸田町以外でもそうですが、全体的にこういう医療費の抑制についていろいろ議論をされたり、今後、こういうことをやってみようというようなアイデアとか意見とかというものが議

論されておりましたら、その点を説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 国民皆保険の最後のとりでの国民健康保険であります。

この健康を守る最後のとりででございますので、当然、破綻をしてはなりませんし、持続可能な制度として運営をしていく、そういう必要があるかというふうに思っております。

経費面での話になりますけれども、ちょっと触れられました国民健康保険に係る事務費につきましては、これは全額市町村の負担ということで、被保険者の保険税等を財源に行うものではありません。一般会計からの支援で行っておるという内容でございます。

御指摘のように、今回のように、税率改正をお願いをする前提といたしまして、歳出面で医療費の支出増が伸びておると、それがまず大前提にあるわけでありまして、これが毎年5%近く伸びていきます。金額にすると1億円ぐらいになってくるわけでありまして、けれども、これさえふえなければ税率の改正は必要なくなるわけでございますけれども、なかなかそういうわけにはまいりません。

そういうことで、私どもは取り組みといたしましては、重症化を防ぐとか、早期発見によりまして、重症化する前に治療をしていただくということで、人間ドックですとか住民健診、そういうものも健康課のほうと一緒に一生懸命取り組みをさせていただいております。

また、具体的に医療費が軽減される、明らかに軽減できるというのは、同じ効果の薬を飲んでおられますけれども、先発薬品、特許のきいておる間の医薬品の単価と、それから同じ成分でつくられた後発薬品、ジェネリック医薬品というふうに言われておるわけですが、これについては保険給付単価が大きく違います。

したがって、私どもは、そのジェネリック医薬品を皆様が求めていただくような、そういうような取り組みを今後いろんなところで図っていかなければならないというふうに思っております。

それと、やはり皆さんが健康であれば、お医者さんにかからないわけでございますので、そういうための正しい生活習慣を身につけていただくですとか、いろんな体によいとされておる運動、そのようなものに取り組んでいただくような機会もふやしていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時47分

---

再開 午前10時57分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど来からの議論もありますように、町民の収入が減ったと。そ

のことは、あなた方もよく御存じだ。そこまではいい。収入が減ったから税収も減りましたと、減った税収は所得の減った町民に負担をかけますよと、総額6,000万円、そういうことなんだな。

ですから、国保という会計をわかりやすく言えば、一般家庭の関係から言えば、家計をやりくりするときは、入りを図って出づるを制す、つまり幾ら入ってくるから、出るものは幾らかと、こういう形で家計のやりくりをする。

国保は全く逆ですよ。医療費はこれだけ出ると。これだけの医療費が出るから、医療費にふさわしい税収はどうあるべきかと。こういう仕組みでやっとなるわけだ。

だもんで、あなた方の当初予算の説明書にもありますように、国保税の税額でいけば、今年度、22年度が7億8,550万円、それに6,000万円足して8億4,530万円にしなければ帳じりが合いませんよと、こういうことですよ。

そういう中で、あなた方はさらに所得割という形の中で、なぜ所得割を中心にしてさらなるむちを当て、痛みを与えるような、こういう提案をされなきゃならんのかと、こういうことなんです。

大須賀町長がこの定例会初日の3月2日、次年度の施政方針を述べられた。その中で、暮らしを支えて心の通う幸せなまちづくりを推し進めますよと、こういうことを言っておられる。6,000万円の増税をかけて暮らしが支えられるのか、収入がどんどんどんどん減っていくときに。まず、その考え方なんだ。

ですから、一般の家計のやりくりは、入りを図って出づるを制す、しかし国保は出づるを図って入りを制す、制すと言うよりも調整するということだわな。こういう特殊なシステムの中でどうあるべきかと。それは、町長の施政方針で述べられているような内容でなきゃならんと思うんです。どうですか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 議員御指摘のように、歳出抑制もばっさり何%カットとか、そういうことができない宿命にあります。

そのこと自体は、町民が適正な医療を受けられておるということでありますので、結果としてふえてくるということで、やむを得ないことなのかなというふうに思います。

その中で、私ども、今回、税としては6,000万円でございますけれども、この入りを図るに当たりまして、歳出をもとに、歳出それぞれの金額から国が示しましたルールに基づいて算出をしていくと、今年度は1億1,000万円、本来ですと税をさらに負担を求めなければならないということになります。

したがって、それでは非常に大幅な増ということになりますので、一般会計から5,000万円を入れていただきまして、税としては6,000万円の負担増をお願いをするものであります。

そこら辺のところ、国保事業を適正に運営していくためにはどうしても必要でございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 医療費増嵩は、住民の皆さんが適正な医療を使っておられるからしようなないじゃないかと、こういう論法だわな。

そういう論法でいけば、国民皆保険制度とは何なのかと。その国民皆保険制度を根本から支えているのは憲法第25条だ。国民の生存権、「健康にして文化的・衛生的な生活を営み得る国民は権利を有する」と、国民に権利がある。その国民の権利を具体化したのが国民皆保険制度、その中における国民健康保険だ。健康保険を使ったら加入者が負担するのは当たり前だという論法は、ここでは成り立ちませんよということなんですよ。

そうした中で、今回、所得割をやられるパーセントとして表面的なパーセントは、現在、所得割が7.10%だと。それを7.87%にするから、0.77%、こういうパーセントの関係からいけば、そうかもしれん。正確にはポイントと言うんだわな。

だけれども、比較対象をするとき、アップ率がどうなのか。7.1に対して7.87、110.8%だ。10.8%の増税をする、所得割でな。そして、さらに固定資産の評価がえに伴う負担調整が3%分ついてくる。そして、課税限度額、現在68万円、政府が国会に提出をしている内容は77万円。つまり、68万円プラス9万円、77万円の課税限度額を見込んで、課税限度額を見込んだということは、加入者にそれだけ増税させていただきますよと、増税負担せよということを見込んだ予算でしょう。

その点について、0.77%なのか、110.8%なのか、そして課税限度額、68万円から9万円上げて77万円、負担調整はどれだけ見込んでおるのか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 所得割の率だけ比較すれば、そういうことになるかと思えます。先ほどの応能・応益の説明にもございましたように、本町はおおむねまだ昔の応能・応益5・5に近い割合でございます。

そういうことで、1人当たりの御負担とすれば、5%の増をお願いをすると、こういうものでございますので、その担税力を応益割に求めるのか、それは私どもも悩んだところでございますけれども、今回は所得割1本でやらせていただいたということであり

ます。

それから、資産割の関係でございますけれども、固定資産税の税額につきましては、負担調整、それと被保険者に係る家屋の新增築による課税標準の増、それらを平均3%と見込んで算定をさせていただいておるところであります。

また、限度額につきましても、御指摘のように、現在、介護分まで含めまして、今、国が定めようとしております法定限度額と比べますと9万円の乖離がございますので、こちらにつきましても、法定に合わせるように私どものほうはしていきたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、所得割にかかわっては、110.8%だと、アップ率がね。それは税額とは別ですよ。税額とは別。率の関係から比較対象したアップ率は110.8%ですということの確認が今できたというふうに思います。

それと、もう一つは、あなたの答弁の中で、いずれ住民の負担というか、医療費が増嵩したときに、税で応能割・応益割という区分があります。その中で、どっちに持たせ



るのかと、こういう論法はアブハチ取らずということなんだな。なぜ、そういう選択や視野しかできないのか。

つまり、応能割とは、所得割、資産割、つまりあなたは税金を払う力がありますよと、家、屋敷に住んどるんだから、置いて出ていって借家に住ませよなんていうことじゃなくて、所得があつて家・屋敷があれば、税金を支払う力があるから、これは能力ありと。それで、均等割・平等割は、生きているだけでも利益があるから、甘んじて受けよというのが応益割だ。そういう負担の割合、あっち行かず、こっち行かずという発想でおる限りは、住民にどんどんどん負担をかけてくる。

ですから、冒頭申し上げたように、国民皆保険制度と憲法の規定からいったときに、じゃあ自治体としてどういう役割を果たすのか。それは、地方自治法にあるように、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地方自治体、幸田町は事業事務を運営しなさいよという地方自治法の規定という点からいけば、その選択のあっちかこっちかじゃなくて、さらにいくならば、じゃあ繰入金があるじゃないかと。

現在、財政調整基金は、この当初予算を編成後に23億円ありますよ。23億円のうち、医療費の増嵩分が1億1,000万円。1億700万円だけれども、1億1,000万円としましょう。現在、幸田町は5,000万円、前年よりもふやしておる。あと6,000万円、23億円の財政調整基金から6,000万円を繰り入れて、暮らしを支える。あなたと言うよりも、町長は言われましたよね。暮らしを支えて幸せなまちにしていけないかん。これが私の施政方針ですよというのは、そういうことをあなた方自身が町長に求めていくべきじゃないのか。

国保財政基金は、ない袖は振れない。240万円振ったらからといって、税収に影響してくる。だけれども、財政調整基金23億円。23億の6,000万円を繰り入れていくことが、町長の言うところの施政方針をより具体的に推し進める国保事業の内容ではないですか。この点について答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 先ほども触れましたけれども、本来、税で取るというか、確保しなければならぬとされておる財源のうち1億1,000万円が不足をしたということで、そのうちの5,000万円は、今、御指摘のように、苦しい財政事情にある一般会計のほうからいただいております。

これを全額、一般会計からの繰り入れという御指摘かと思っておりますけれども、私どもといたしましては、前年度の1,000万円に比べてさらに5,000万円上積みをしていただいたということでございますので、残りの部分につきましては、被保険者の方々にお願いをしていくと、こういう考え方でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど言われているように、幸田町は一般会計から繰り入れをして、繰入総額が1億4,000万円ですよと、これで県下平均ですよと、こういうことを言われる。物差しが違うでしょう。

21年の物差しを使って幸田町の23年分をぽつとやったら、物差しがぴぴぴっと伸びていった。物を推しはかるときには、その物差しや尺度や基準は一緒でなきゃあか

んでしょう。

そうしたときに、23年度、5,000万円やりました。これが県下の平均ですよということにはなりませんから、そう無理やり大須賀町政は全税を引き取りますよと一生懸命我のところへ引っ張らんでもいいわけなんだ。前年よりも5,000万円増しましたよということで済むわけでしょう。増をやっても、さらに6,000万円、加入者の負担をかけなければならない。

先ほどありましたように、そうしたときに、21年度決算で国保税の滞納額が2億5,000万円、大変な額ですよ。これを、さらに滞納を積み上げていくということにはなりませんか。

納税意欲の問題も含めてPRしていきますわと。じゃあ、今までPRしとらんかったいうか、せっせせっせあなた方はやってきたわけだ。やってきても、住民の収入や生活がどんどんどんどん厳しくなる。厳しくなるからこそ、町長自身が住民の暮らしを支えなあかんなど。言葉だけでも、文字面だけでもそう言わんと、住民の現状からピタッとこんわけだ。

だけれども、こうして10.8%の所得割を上げて、6,000万円増税をする。そうすれば、滞納額はふえてきましょう。滞納額がふえると、さあ、一生懸命取ってこい、取ってこいと。金はないけれども、家・屋敷に住んどるじゃないかと。家・屋敷に住んどるなら、家・屋敷を売り払うために借家に移り住んで、幸田町はその財産処分せよと、こういう論法が大手を振ってまかり通るわけだ。そういう政治を進めていく、その道先案内をするのが、今回の増税6,000万円の内容じゃないでしょうか。

滞納額はこれ以上積み上げられない。したがって、6,000万円の増税だなんていうのは、理屈が成り立たんわけだ。どうされるの。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、一般会計からの繰り入れの県下各市町との比較の関係でございますけれども、公になっておるものでは、21年度の決算に基づくものしかございませんでしたので、そこまでは努力をさせていただいたということで、今後におきましても、私どもの考え方としては、県下平均並みを目標に努力はしていきたいと、そういうふうに思います。

それから、滞納の関係でございます。確かに、滞納は増加をする懸念がございます。丸山議員の際にも若干触れましたけれども、現在も所得割の税額部分のある方については、そういう滞納者については、その部分がふえますので、滞納額としてはふえる可能性がございます。

そうでございますので、しっかりした納税相談ですとか、さらに本当に支払う能力があるのに支払わない悪質な滞納者に対しては、資格証だとか、そういうことも考えていかなければならないと、そういうふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 滞納者イコール悪質というのを盾にしながら、悪質は許せんから資格証だよと。資格証なんていうのは、行政として怠慢な行政を進めておりますよという行政が発行する証明書なんだ。わかりやすく言えば、わしは仕事やとらんけれども、

あんたらはやっとするわね。わたしたちは横着仕事でやっとするよというのを、あなた方が資格として、そういう資格を持つ行政をしとりますよということを滞納者に知らしめるための資格証明書なんだ。

悪質滞納者というのは、私はおると思うんだ。それがいいとか悪いじゃないんだわ。現におる。だけれども、圧倒的多数の人たちは、払いたくても払い切れんから分納されておられる方も、あるいはちびつとでも、分納というところまでいかんけれども、何とかしたいと言って、自分の生活を我慢しながら国保を払っている人もたくさん見えるわけだ。そういう人たちにさらにむちを打つやり方がいいかどうかだ。

国保税は、年8回の国保税の税の徴収であります。始まってくるのが7月からかな。という点からいけば、まだあなた方が政策的に議論をする時間的余裕はあります。それで、例えば今、新年度の予算の内容は、議論をされて、結果的には賛成多数で行かれるでしょう。だったら、それを全部執行するじゃなくて、補正予算という手段・方法もあるわけです。その間に課税限度額がどうなるかはわかりません。

しかし、そうしたときに、予算を組み立てるときに、町長の施政方針は示されておられません。予算が内部的にきちっと固まってから町長の施政方針が示され、その中で、暮らしを支えて心の通う幸せなまちをつくっていくというのが私に課せられた使命ですと、町長、あなた言われておりますよね。

という点からいけば、私はこの予算案が通ったとしても、税の関係も含めていくなれば、まだまだ余地の関係もある、執行上の問題もあるという点から、私は町長に答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 国保の問題につきましては、いろいろ論議を重ねてきたところでもありますけれども、部長が申し上げましたとおり、一般会計から当面5,000万円の繰り入れをしていくということで、国保の運協ともいろいろお諮りしまして、こういう形にさせていただいたわけでもありますけれども、確かに私は町民の暮らしを支えるということでは申し上げておりますけれども、国保一つだけをとって申し上げているわけではなくて、全体を見渡してやっているわけでございまして、今回のこの国保の内容につきましても、確かに8,000万円、一般会計からそちらに入れれば、1人当たりが1万幾らというか、県下の中でもかなりのいいランクになるかもしれません。しかしながら、納税の義務ということを考えますと、すべからく町の一般会計、要するに普通の会社で納めている方たちとの均衡が保てない状況がかなりもっと大きくなるであろうというふうに思います。

そういうことで、今回は0.77%ということをお願いをして、今回、様子を見させていただくといいですか、確かにこういうことをすることによって、滞納がふえるであろうという気は最初からいたしております。現状がそういう状況であるわけでありまして、しかしながら滞納整理も、やっぱり悪質なところにつきましては、徹底的に滞納整理をして、税務課のメンバーもふやしておりますし、2億というものを早く回収するといいいですか、そういう方向で進めてまいりたいと思いますので、先ほどから部長が何回か申し上げている内容につきましても、ひとつ御理解をいただきまして、お願いをした

いというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも、町長あなたの論法というのは、まぜ返しが大好きなんですよね。

今回も、国保だけやると不均衡が生じて、均衡を保つことができなくなりますよと。こういう論法は、幸田町のやっている仕事はすべて福祉につながりますよということでもまぜ返しをする。2億5,000万円の国保税の滞納のすべてが悪質納税者のような言い方をするわけだな。実態を見ながら、知りながら、これだけだ、これだけだというものを象徴的にやってくるというまちの政治の進め方、あなたの基本的な姿勢ですよ。私はそれはおかしいと。

きちっと見る、暮らしに寄り添うということをあなたが言ったでしょう。暮らしに寄り添うなら、寄り添うだけの感覚・認識を持っていただきたいことを申し上げて、時間が参りましたので、終わります。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員のおっしゃったことについても、私は十分承知しているつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されるものでございます。

医療制度の見直しで、平成21年10月1日より出産育児一時金の支給額が42万円に拡大され、平成23年3月31日までの暫定措置を今回の条例改正で恒久的に措置をする条例改正でございます。

今まで産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産する場合や、胎児が22週に達しない出産の場合などは、出産育児一時金は39万円であったというふうに思いますが、これまでも恒久的にこれらは39万円であると考えてよいのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 早期出産の場合の金額かと思えますけれども、今回、本則の中での取り込みでございますので、出産、出生として扱われる方については、42万円が支給されるものというふうに理解をしております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） それでは、22週未満の出生でも42万円がいいということでしょうか。

また、産科医療補償制度に加入していない医療機関ですよ、そういうところは今まで39万円というふうに理解しておったわけでございますが、これらも42万円という

ことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 申しわけございません。

条例上では、42万円しかございませんので、先ほど申し上げましたけれども、22週以前等につきましては、また詳しく扱いを承知しておりませんので、申しわけございません。また、後日、お答えをさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回の条例改正は、確かに42万円の条例改正でございますので、結構なわけでございますが、厚生労働省のほうからの通達文については、きちんとこれらの39万円ということに通達が来ているというふうに私は理解しておるわけでございますので、その辺も確認をされておいていただきたいというふうに思います。

それから、支給額の拡大や、退院時、窓口で出産費用の支給額が42万円を差し引いた金額だけを支払うことが可能になっております。これは、直接支払い制度を利用するなどは、妊婦側で選択ができるものでございますが、この2年間の間、子育て支援対策としては大きな効果があったのではないかなというふうに理解しております。

本町の21年度・22年度の国民健康保険での出生数はどのぐらいかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、町全体で出生数と出生率はどのぐらいの効果があったかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 21年度の国民健康保険の関係の出生数は74人、22年度が、途中になろうかと思いますが、44人です。町全体では、21年が439人、22年は国保は44人で、町全体では424人ということで、出生率につきましては、残念ながらちょっと率としては下がっておるということでございますが、これは結果としてそうなったということで、詳しい理由はちょっとよくわかりません。

それから、先ほどの関係で、産科医等は39万円というのが厚労省からの通達で来ておるということでございましたけれども、そういうことに関係なく、一律42万円だということのようでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本町では、この出産育児一時金の拡大によつての出生数と出生率は余り大きな効果はなかったというふうに今言われたわけでございますが、国全体としては、この効果というのは私は確かに上がっているのかなというふうに思うところであります。

また、今は42万円の条例改正でございますが、今後、また出産育児一時金の拡大というのは国のほうでも拡大をしていかれるのではないかなというふうに思っておりますが、42万円が恒久的になったということの妊婦さんへの周知は町としてはどのようにお考えになっておられるかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） こちらにつきましては、母子手帳等を取りに来られた方に

はお知らせをしてまいりたいというふうにも思いますし、それからまず一人でも多くのお子さんをつくっていただかなければいけませんので、広報等でもやっぱりお知らせをしていきたいと、そういうふうにあります。

また、将来的なことは、国の法律のことですので、私どもが何とも言いようがないわけですので、今回の措置が恒久的に42万円とされた背景には、現在の出産にかかる費用が47万3,000円、全国平均でかかっていますよと、こういう調査結果に基づいて出産時の負担を軽減するという観点からでございますので、今後、さらにそういうような考え方で見られるならば、今後、費用が増嵩していけば、それなりのまた動きがあるのかもしれない。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 西三河地方教育事務協議会規約の改正ということですが、この協議会に幸田町が入る義務があるのか、任意なのか、その辺はちょっと定かではありませんが、任意と義務でちょっと若干変わってくると思うんですが、それは別の機会にしまして、当面、ここの今の協議会の状況とか内容について説明をいただければということを出します。

最初に、協議会の主な事務、どういうことをやっているのかということ、それから加入しているメリット、それからこれによる町の負担、金額的なものも、人間的なものも含めて、そういう負担額について、また今後、幡豆3町がなくなることによって、さらに幸田町の負担がふえていくのかどうか、そのような現状等について説明をいただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） この事務協議会の仕事内容、事務の内容と、あと加入のメリットということですが、この協議会は、文化・風土を同じくする西三河の地にあつて、教育委員会の権限に属する教育の事務について、関係市町村が連絡調整を図りながら教育水準の維持向上を図ることを目的として、昭和47年に発足した組織であります。

この担当する主な内容でございますが、教職員人事関係、それから教科書採択関連、それから学校教育に関する専門的事項の指導、そして教職員の各種の研修など、教育活動の根幹にかかわる事業を担っておりまして、幸田町としても必要不可欠な組織というふうに考えております。

この加入のメリットであります、逆に協議会から脱退した場合の状況を想定してみますと、現在の幸田町の教育委員会の体制では、とてもその事務の受け皿となることは

できない状況であります。

先ほど申し上げました事務を幸田町単独で行うということになりますと、組織づくりや財源確保等、教育水準の維持向上を図ることはとてもできない状況であります。

また、近隣市町との連絡調整も図ることもできなくなるということもございまして、加入するメリットは非常に大きいというふうに思っております。

それから、あと費用、人的な問題等でございますが、まず負担金であります。今年度、22年度の負担金は21万2,000円、23年度の負担金は28万6,000円で、7万4,000円の増加であります。

この事務協に関しましては、幡豆3町がなくなって、脱退といいますか、脱退して一緒に入るわけですが、今まで市の仕事と、幸田町の方でしたら郡の仕事と事務協は大きく二つに分かれておりまして、郡の仕事が1郡がなくなるということで、幸田町1町だけになるといったようなこともございます。

その郡の仕事をして、教職員の研修の一部を担って、各町で分担してきておったわけですが、これが全部幸田町にかぶってくるといったようなことで、それに先立って、今年度、22年度から町で指導主事を1名増員していただいて、それに対応する準備を進めてきたということもございまして、4月以降の合併に伴う新たな人の増員等は、今、考えてはおりません。

事務協議会のほうでも、事務局が順番に持ち回りになっておりますが、岡崎市に移るということで、幸田町へ事務局が来るということもないものですから、当面、人的な増員ということはないわけですが、負担金の増額といったことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時35分

---

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第10号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、入札執行調書を見ますと、6業者で、モリタテクノス中部営業部が第1回を1億2,990万円で最低価格で第1回目の入札が終わっております。2番札との差が3,100万円あります。

次に、第2回入札は、この最低の札を入れましたモリタテクノスが1億2,920万円で落札をしましたが、この落札業者以外の5事業所がすべて辞退という、こういう結果が出されております。

そこで、この入札の予定価の立て方についてでございますけれども、予定価が幾らだったかということでございますが、それと同時にこのような事態になったというのは、

予定価の立て方がどうこの5社が辞退をするような事態になったのかということでありますが、いかがでしょうか。

次に、装備の一覧表について言えば、資料を提出していただきました。そこで、お聞きをしたいわけでありませけれども、この30メートルのはしご車でございますが、今までのはしご車はNOx・PM法に基づいて車両の更新と同時に、はしごが揺れると、がたがたと、こういうようなこともあったとお聞きをいたしておりますが、何よりもこのはしごの安全性が大事ではなかろうかというふうに思いますが、このはしごの耐用年数といえますか、保証期間、それはどうなっているか、お尋ねいたします。

次に、バスケットでございますけれども、一覧表を出していただきまして、このバスケットの装置がマギルス製ということではありますが、重量が270キログラムまで、55キロの人が1人乗ったとして、5人可能だよということでもありますけれども、大体四、五人可能な重量ではありますが、このバスケットについては、マギルス製というのは、どのメーカーなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 本件の入札につきましては、第1回の入札で予定価に達せず、2回の入札を執行したわけでございますが、1回の入札が終わりますと、予定価に達しません。なおかつ、最低の札は幾らですということをその場で示します。そうした上で、第2回目の入札に入るわけでございますが、そういった中で、1社以外の5社につきまして、その最低価格以上の札が入れたいという判断のもとに、辞退という結果になったと思われま。

これは、あくまでも結果でございますので、そのように推測しておるわけでございますが、もう1点、予定価の立て方でございますが、これはやはり取引の実例化、受給の状況、需要と供給の状況がどうであるかという状況判断、それからその事業の履行の難易度、さらにはその事業の数量や履行期間、工期が長いか短いかといったものを総合的に判断して予定価の設定をするわけでございますが、何よりも予算の範囲という制約の中での予定価設定であるわけでございます。

ただ、この物品の調達につきましては、予定価の公表はいたしておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 丸山議員の御質問の中で保証期間ということでございますが、今回のはしごにつきましては、平成元年に一応導入しまして23年間がたっております。

本来なら、5年から7年にかけて一度オーバーホールしまして、それが2回ぐらいは本来ならオーバーホールして、全部部品を組み立て直してということをやっていくわけでございますが、私どもの車についてはオーバーホールが一度もないということで、毎年、毎年、費用をかけましてメーカーから一応点検していただきまして、危険のない安全な操縦・操作ができるように、毎年、毎年、繰り返してやっています。

保証としましては、メーカーのほうから、これはということで、部品もありませんということになったら、やっぱり現実的には危険だということで、次の車両のほうに更新するというか、そういう計画を立てます。保証期間としては、メーカーから点検のたび



に言われる期間が保証とっておきまして、具体的な年数というのは定めておりません。

それから、バスケットのマギルス製ということになっていますが、これ、本体、シャーシの部分は日本製のシャーシでございますが、はしご本体すべてがドイツのマギルス社で製作・製造されておりますはしごメーカーでございます。

私どもは、日本機械、それからモリタの日本車、それからマギルスのドイツのはしご車、この3台ぐらいがこの地域では運用しておることでございます。

人員につきましては、このとおり、元来、180キロから270キロぐらいの荷重で、5人ぐらいがバスケットの中の操作が可能ということでございますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この予算の範囲内が予定価であったよということでありましてけれども、第1回の入札で1社が次の第2回の入札にこたえたということで、それ以外はともこの金額には達しなかったと、幸田町が立てた予定価には達しなかったという、そういう点からすれば、この最低の金額を出した業者との開きが3,000万円以上も開きがあったことからすれば、この予定価の立て方が妥当だったのかどうだったのか、予定価が予算の範囲内ということでもよかったのかどうだったのかということでありましてけれども、こうした予定価の立て方が業者に対して最低保証といいますか、そういう点での後々の保証期間への無理が生じてくると、そういうことにつながりかねないのかという懸念も今の答弁で抱かせるわけでありましてけれども、その点はいかがでしょうか。

保証期間が業者から点検が来る期間だよと、具体的な期間はないよということからすれば、これは安全性の確保はどうかということでもあります。

ですから、やはりこのこうした高額のものを購入するときに、保証期間というのは一番大事じゃないかなと。何かふぐあいがあったときに、保証がなければ、これは町負担となってくるわけでありまして、ましてや今度はドイツ製でありますので、部品がないとか、部品が調達ができないと、こういう事態になったらどうなるのかということにつながりかねません。ですから、その点ではいかがでしょうか。

今までのはしご車がぐらぐらすると、非常に危険だという声も随分前から伺ってございましたけれども、何分、はしご車自体が高額、それから余り幸田町内での火災で利用するのがほとんど余りないという、こういう中で、最終的には今度は車両のNOx・PM法の該当車両ということでの更新ということに至ったわけでありましてけれども、こうしたはしごの安全性がきちっと担保されないと、非常に危険が伴うわけでありまして。死亡事故等も起きている事例がございますが、そうした点では大丈夫かということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 第1回目の入札におきまして、1社以外の次点の業者との金額乖離につきましては、3,000万円というような数字をおっしゃいましたけれども、2,000万円という差だと思います。1億5,000万円という数字が次点としてございますので、約2,000万円ほどの開きということだろうと思います。

議員御心配なのは、安かろう、悪かろうという、そういう御心配だと思いますが、これは入札結果を受けまして、契約に至るわけでございます。その際には、物品の仕様をきちんとうたいまして、その内容のものを納付いただくという契約行為をいたしますので、そういった御心配はないというふうに判断をいたしております。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 丸山議員からの御質問の中で、安全の面で保証ということでございますが、今の現時点の車については、やはりオーバーホールをしておりませんので、やっぱりなかなかその辺が難しいなということがありましたものですから、今後につきましては、必ずから5年から7年の間にオーバーホールして、メーカーからのそういう保証をいただくような形にさせていただきます。

それから、部品の調達でございますが、モリタテクノスは、関東の千葉県にあります工場を組み立てます。それから、補修・修理につきましては、系列会社の株式会社モリタ、大阪に工場がありますが、そこで修理とか実際にはさせていただきますので、その部品等の調達とか、安全性の保証、修理の面でも、かなりほかのメーカーと同じような状況で、今、日本の中でやっていますので、その点ではまず間違いないというのを思っています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 株式会社モリタから部品は調達するということですが、この6社の中で落札をしました株式会社モリタテクノス中部営業部と株式会社モリタ名古屋支店、同じビル内の中に入っている関係があつて、この同じモリタ系列ということで業者を選ばれているわけでありましてけれども、そうしますと、落札はモリタテクノス、これから例えばふぐあいがあつた場合の部品の調達はモリタがやるよという、そういうことになれば、なぜじゃあモリタがこの最低の札と近い数字が入らなかったのか。ここで2,600万円の乖離がございますよね。

ですから、この予定価の立て方、いろいろお聞きしていると、予定価の立て方が非常に何か厳しかったのかなという懸念を抱かせるわけでありまして、また同時に保証期間が具体的な期間はないよと言って、それから5年から7年に一回オーバーホールをすれば、また大丈夫だよという、ちょっと答弁を聞いておりますと、やはりこの保証期間というのはきちっと具体的にうたうべきではないかと思うわけですがけれども、その辺は、ふぐあいがあつたときにきちっと対応できるような期間、これは建物でも瑕疵期間というのがございますよね。ですから、そういうのは物品に関してはないのかと。

例えば、一般の車の場合ですと、リコール等もありますよね。ですから、そういうのは業者側がきちっと保証をする、対応してくれる、そういう期間というのはないのかと。それと、期間を定めなくても、これは無償で点検をしてくれるのかということでありましてけれども、その辺はきちっと納得のいくような答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 入札結果におきまして、モリタ名古屋支店がモリタテクノスの金額に近い数字をなぜ入れないのかという問いだと思っておりますが、これにつきましては、

業者の判断でございますので、なぜかということは、結果のみでありまして、推測もできない状況でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 丸山議員から、一つ、部品の調達が株式会社モリタということでございますが、これはあくまでも系列のモリタという名前を使っておるテクノスについても、決してモリタさんから部品を調達ではなくて、代理店がモリタテクノスですので、ドイツから部品とかいろいろ調達して、それについては、現在、代理店をしておりますテクノスさんがすべての部品も自社で調達すると。会社はまた別物でございますので、これから、先ほど言った修理工場についてはモリタさんのところを使わせていただくという可能性はありますが、あくまでも組み立て等は千葉県にありますマギルス関東工場というところがございまして、そこですべてやるということでございます。

それから、車両のほうの保証につきましては、日野のシャーシを使いますので、日本車でございますので、その辺は普通の乗用車とか、トラックとか、それとすべて一緒です。

ただ、本体から車両の上の、シャーシの上のはしご車のいろんなメカにつきましては、先ほど言ったとおり、はしご自体のオーバーホールをすれば、5年、7年の期間につきましては、すべて向こうのほうの保証ということでございますので、車両とその本体の部分のはしご部分についてはちょっと分けて考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、私が質問しているのは、はしごの部分で、今のはしご車のはしご部分がぐらぐらすると、非常に揺れが激しいということでふぐあいがあって、非常に危険性があつたわけですね。

ですから、今度の新たに購入するはしごがマギルス製というドイツのメーカーのはしごになるわけですが、その保証が大丈夫かということでありまして、車両本体ではなくて、私が質問しているのは、はしごの保証期間をきちっと定めるべきではないかと、業者とその辺は確認すべきじゃないかということをお聞きしているわけでありまして、その辺はいかがかということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 今現在あるはしご車につきましては、やっぱりオーバーホールもしていませんので、やっぱり梯体部分が重量に耐えかねて、少し経年劣化というんですか、そういうことがありまして、点検はしておりますが、ちょっとやっぱり訓練等も控えておりますような状態でございます。

確かに、今言われたとおり、ちょっと緊急の場合は、はしごの使い方によっては十分まだ使えますが、普通の操作においては十分注意が必要だということはメーカーから言われております。

そういう面におきまして、やっぱり今後もしはしごの本体のほうは、やっぱりオーバーホールをさせていただきながら、やっぱり短ければ短いほどメーカーのほうも保証をするということでございますので、後は予算関係とかいろいろありますので、その辺は、

今後、メーカーと詰めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでしたら、そのオーバーホールの費用というのは幾らぐらいかかるかということでもあります。

まず、新品ですと、何でも保証期間というのはあるわけですね。ですから、例えば5年から7年に一回オーバーホールをすれば十分もつよと言われますけれども、新品であってもふぐあいが生じるという場合だってあるわけです。

ですから、その保証期間はきちっととるべきではないかということでありまして、具体的な点検の時期というだけで、具体的な期間はないよというのは大変不安だということからすれば、もし何かあったときにそうした保証期間内であれば十分取りかえ可能だし、対応できるし、不足分は業者できちっと対応していただけるわけですから、その辺の確約がとれない限りは、やはり心配じゃないかなというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） まず、オーバーホールの値段でございますが、5年と7年では少し違ひまして、約3,000万円ぐらいを予定しております。

それから、今後、業者とオーバーホールをするという条件でその辺の具体的な話し合いをさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の答弁を聞いておりますと、このオーバーホール代が入札の最低価格につながったのかというような見方もしてしまうわけでありまして、そういうことで保証期間を定めなかったんですか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 全くそれは、たまたま2,500万円から3,000万円ぐらいの費用、それからあと7年ぐらいたちますと3,500万円ぐらいと。やっぱり、はしご車をすべてばらばらにして、最初のさらの状態にしまして、すべて一つずつ点検に入りますので、悪い物があつたら部品はすべて変えるということでございますので、早目に点検すれば費用も少なくなるし、少し時間がたてば変える部品も多いし、点検のほうの、1カ月点検、12カ月点検とか、2年点検とか、そういう点検もありますが、その点検の中で5年ないし7年の中では費用が大分変わるということです。決して、今、議員さんが言われたとおり、その3,000万円というのは、たまたまその3,000万円の費用ということだけでございますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、その保証期間というのは、今回はこのはしごについてはないということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 私の聞いておる範囲では、保証は、一応、次のオーバーホールまでは、どの車両も購入しまして故障とか何かあつたときは、メーカーが、名古屋の営業がありますので、1年に1回ずつは点検しますので、その範囲の中で保証というか、安全性を確かめていくということが、今、これまでやっておる消防車やすべてでござい

ますので、同じような条件でやらさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案の質疑を行います。

2番、酒向弘康君の質疑を許します。

2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 企画一般事業、説明書の67ページの中段上のところです。平成22年度の電動アシスト自転車普及事業ということで、町民の方にモニターをお願いしたわけなんです、その総括と今回の補助制度についてお聞きをいたします。

国の補助200万円を合わせて420万円の事業でモニターということでやられたわけなんです、モニターの結果、幸田町にとっては電動アシスト自転車は普及すべきということの結論でもって予算化がされたということだというふうに思いますが、その予算化された経緯というものが少しくわかりませんが、18台のモニターの分析結果、よい結果だったのか、あるいは事故があったり、盗難等はなかったのかといったようなこと。

それと、こういったモニターの募集は、一般町民にはホームページとか広報をお願いをどんどんされたわけなんです、そういうお知らせはありました。結果はどうだったのかが不明であります、どこで知ることができるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 22年度に幸田町総合交通戦略の策定を受けまして、この電動アシスト自転車モニター事業を展開したわけでございます。

これには、先導的都市環境形成の補助金200万円を投入して、総額で、御指摘のように四百数十万円の事業を進めたわけでございます。

この結果につきまして、実は中間報告も受けておるわけでございますが、その中間報告を議会にお示しする機会がなく、私どもの段階で中間報告の結果をもとに、今回、予算措置をさせていただいたということでございます。

したがって、時期を逸しておるわけでございますが、最終的な成果・結果がまとまり次第、これは3月末までの委託期間がございますので、その成果につきましては、今後の機会を見て、内容をお示ししていきたいというふうに考えております。

モニターの結果でございますが、まだまだ最終的なものではないですが、若干触れておきますが、期間としては、昨年7月からことしの1月にかけて実施をさせていただきました。

実施者につきましては、町民個人のモニターにつきましては、113人の方にこの事業に参加をいただきました。目標が100人でございましたので、目標をオーバーした

参加人員を確保できたということでございます。

一方、企業モニターということで、町内の事業所15社にお願いをして、通勤等に御利用いただいたわけですが、この企業での参加人員が108人でございます。これも、目標としては100名を目標にしておりましたので、目標達成ということでございます。

期間中にトラブル等の関係でございますが、盗難はございませんでした。事故につきましては、1件、物損事故が発生いたしております。故障につきましては、3件発生いたしております、かぎの交換やペダルの交換、パンク2件といったような関係がございます。

このモニターに参加していただいた方々にそれぞれアンケートをとり、その内容を確認しましたところ、自転車に対する評価は非常に良かったわけでございますが、転換への必要な条件といたしまして、もし今車を乗っておられるけれども、この電動アシスト自転車に転換する条件として、やはり電動アシスト自転車は高いと、だからそれに対する何らかの補助があれば転換してもいいというような一つの条件です。

さらに、こういった自転車に乗って移動するには、やはり町内の道路整備がもう少し充実してほしいというのが2位でございます。

3番目に、やはりこれは勤め先の関係かと思いますが、自転車通勤した場合の手当、そういったものが自転車の場合には手当がつかないといった企業があると思えます。徒歩と同じ扱いになってしまうというようなことだろうと思えますが、こういった勤め先での通勤手当の創設がしてもらえらば、電動アシスト自転車ないしは普通の自転車に乗ってもいいよというようなこと、こういったところがアンケート結果として出されております。

このモニター事業でちょっと試算してみたわけですが、参考までに、18台で8,657キロの走行をいたしました。18台で8,657キロの走行距離をしたわけですが、これに係るCO<sub>2</sub>の削減効果を計算しましたら、1.47トンの削減ができました。ブナの木で換算しますと、ブナの木、成木130本が1年間に二酸化炭素を吸収する量として1.47トンが相当するという結果になりました。

以上、モニター結果につきましては、こんな状況でございます。

また、詳しく最終的な取りまとめができ次第、御報告をさせていただく予定でございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 今、部長が言われたようなことを、ぜひ公開を、予算化する前にも聞きたかったなということもでございます。

新年度の100万円の予算ということでありますが、購入の際の補助の方法として、期間、金額、応募多数のときの対応等々、どのようなやり方を考えておられるのか、お聞かせください。

また、前回の18台というのは、国へ返却して、レンタルだったということなんですが、その自転車は、これは幸田町には関係ないと思うんですが、一般的にはどのように処分というか、返された後、どうなるのかということと、また自転車を買取るといったようなことも考えられなかったのかどうか、お聞かせを願います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 23年度から予定しております購入補助金制度でございますが、実施予定は、4カ年で毎年100万円の予算を組んで実施してまいりたいなというふうに思っております。

まだまだ補助要綱の制定はきちんとしておりません。まだまだ案の段階でございますが、購入金額の3分の1に相当する金額を補助金として出してはどうかと、そして上限を2万円とする内容でございます。

毎年、約50台ずつという計算になるわけでございますが、この購入補助制度に対しましては、社会資本整備交付金を充てていく予定にもしております。

細かい点は、今後詰めて、補助基準内容を詰めていきたいなというふうに思います。

22年度に行われましたモニター事業におきましては、この社会実験をしたときには、リースということで、これは購入はしなかったわけでございますが、今後、新しい車両等も開発がどんどんされていくんじゃないかということを考えますと、この購入についてはちょっと見合わせたということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 次に、2年前に「こうた健康の日」が制定されました。健康のまち推進事業についてお伺いをいたします。説明書の87ページ中段下です。

この「こうた健康の日」は、初年度は制定記念イベント、それから関連事業・行事が行われました。それに比べると、平成22年度は少しトーンダウンしたような印象があったわけなんです、新年度の対応についてお聞きをしたいと思います。

「こうた健康の日」は11月1日と制定をされたわけなんです、目的としては、考える自分の健康、あるいは周りの人たち、家族の健康について、いま一度振り返って考える機会をつくるというのがねらいであったというふうに思いますが、制定したときはちょうど日曜日であったわけなんです、わかりやすく「111」、11月1日ということで、これもよかったかなとは思いますが、平日になったりしたりする場合を含めますと、町民にわかりやすいように設定日を、例えば私の考えなんです、「町民大運動会の日」に制定する。こうすると、運動会にも参加していない人も、それについて運動、あるいはスポーツ、健康について考えられるということで、わかりやすいということでもあります。

このような改定をするような考え等も含めまして、「健康のまち宣言」をした幸田町にとって、心と体の健康ということを考えますと、やっぱり金をかけないで意識を上げるということも重要なことかと思いますが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 御指摘のように、健康の日については、一昨年、5月に要綱を制定いたしまして、11月1日という固定日でやらせていただいております。

確かに、2年目、私どもの取り組みが中途半端と申しますか、22年度は初年度のような記念イベント等を設けませんでした。

その反省も含めまして、23年度には、今おっしゃられた目的、さらにその目的を達

成するための推進項目として、家庭や地域における健康づくりの推進だとか、自分の健康状態を知り、自分のスタイルに合った健康づくりの実践、あるいはライフステージに合わせた健康づくりの推進を、これらを推進項目としてやっていきたいと思います、こういう目的で要綱をつくっております。

今、日にちを大きなイベントに合わせて、その日に変えたらという御指摘もございましたけれども、私どもはせっかく11月1日ということで決めました。その日は、議員おっしゃられたように1並びで、うまくPRしていけば、本当に覚えやすいいい日になると思います。私どもの努力が足りなくて、そういう御指摘になったかと思います。

ことは、その前後に行われる関連事業には、冠をつけましてやるとともに、またお金もかけずに、先ほど申し上げました3項目のような啓発はぜひやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） よくわかりました。

次に、説明書の107ページ中段です。

交通安全施策事業の中で、通学路の安全施策として、グリーンベルト化が予算化されて進められております。今後の児童への安全走行の徹底、一般の歩行者への周知等々についてお聞きをしたいと思っております。

これまで一定の成果を上げてきました交通安全対策というものは、主として車中心の対策であったというふうに思います。歩行者の側からの視点で、道路整備、それから交通安全対策は、依然として十分じゃないんじゃないかなというふうに思います。また、生活道路への通過交通の流入等の問題も、依然として深刻であります。

このため、身近な生活道路等において、人に視点に立った、弱者と言われる人たちの視点に立った交通安全対策というのは推進していかなければならないというふうに考えます。

特に、子供や高齢者を事故から守り、安心して外出できる安全・安心な歩行空間の整備、これも非常に重要だということでありまして、今、進められております、この道路のカラー化というものは大変有効であるというふうに思います。どんどん推進をされて、今も、新年度では深溝学区のほうもやっていただけるということでもあります。であります、この使われ方や、そのルールの周知も当然必要になってくるというふうに思います。

私が通りかかった、ある学区では、帰宅の際、児童たちがグリーンベルトの上でなく、幅広になって走行しているところを二、三見かけました。朝はきっと2列で整然と行かれると思うんですが、帰りはちょっとばらばらとした感じが見受けられます。児童への安全歩行の徹底をどのように今後されていくのか、また一般の歩行者についても同じようにグリーンの上を通られたほうがいいかなと思うんですが、その周知徹底もどのようにされるのか、お聞きをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 土木課長。

○土木課長（山本幸一君） 交通安全施設整備事業で、グリーンベルトの関係でございますけれども、こちらにつきましては、通学路におけます安全・安心な歩行空間の確保とい



うことで、道路拡幅が難しく、歩道のない道路につきまして、歩行空間を明確にし、運転者の視覚に訴え、歩行者の保護、安全運転で交通安全を図ることを目的として、21年から事業を進めております。

これにつきましては、社会資本整備総合交付金で、荻谷小学校、幸田小学校、中央小学校、22年までにそこまで実施が済んでおります。また、23年度につきましては、深溝小学校、坂崎小学校、24年、豊坂小学校を実施しまして、事業完了と考えております。

児童への周知につきましては、設置に関しても学校のほうと協議を重ねて決めていますので、児童への指導については学校にお願いしているところでございます。

また、一般歩行者の関係でございますけれども、特にドライバーや歩行者の周知も必要かと思えます。今現在していないのが実情でございますので、今後、広報・回覧・チラシ等で進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 子供への安全指導ということで、徹底ということでございますが、昨年の5月であります。定例の校長会議におきまして、この事業の概要と安全対策について議題を設けまして、グリーンベルトの意義、あるいはグリーンベルトのある道路を通るときの注意事項などについて、児童への指導や登下校時の教員の指導体制について指示をいたしたところでございます。

その後、子供たちはラインを意識して道路の端を通過して登下校する意識や態度が育ってきておまして、グリーンベルトからはみ出して出る子も、ラインの幅によってはいろいろ問題はありますが、はみ出している子がおれば、比較的にわかりやすいということで、子供たち同士でも注意をし合っておりまして、またドライバーから歩行態度に対する苦情が以前と比べて少なくなっているといったような効果は上がっているというふうに思っております。

今、御指摘いただきましたように、関係する学校で十分に指導をしてきたと思っておりますが、指摘がありましたようなことも十分あるようであります。不十分な面があれば、今後とも指導を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） よろしくお願ひしたいというところであります。

路上駐車、駐車違反もグリーンの上ではなかなか気が引けてとめられないというか、気が引けるということもあってだと思ふんですが、駐車違反も少し減ったなという声も聞いております。

最後に、このグリーンベルトで、同じように自転車を乗られる方、これになりますと、道路交通法との関係が生じるかと思えます。自転車は左側通行が原則であるわけなんです。今度、右側通行で自転車がグリーンの上を通過してしまうといったようなこともひよっとしたら起きるかもしれません。こういった過失責任等のトラブルも発生しないように、交通ルールの徹底とグリーンベルトの効果が最大限に出るように進めていただきたいというふうに思えます。

○議長（鈴木三津男君） 土木課長。

○土木課長（山本幸一君） 車両につきましては、軽車両、自転車につきましては、左側通行ということで、歩道におきまして自転車が通れる歩道というのが指定がありますけれども、そちらにつきましては、自転車は歩道の車道側を徐行して通るという道交法で決まっております。

ただ、一般の歩道でありますと歩行者しか通れませんし、当然、緑のグリーンベルトがやってあるところにつきましては、白線の車が通る側の左側を通るということで、グリーンベルト側の中を通るものではございませんので、その辺も周知、あわせて自転車の通り方についてもPRを重ねていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時47分

---

再開 午後 1時57分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一般会計予算についてでありますけれども、この基金繰入後の残高は資料で出させていただきました。また後ほど、これをもとに質問したいというふうに思います。

次に、財調の14億4,000万円の繰り入れでございますけれども、この説明では、経常経費の不足分を補うためということでございますが、この主な繰り入れの内容、これについてどういう不足分についてどういうふうに対応していくのかという、その内容を説明がいただきたいと思っております。

三つ目といたしましては、熱中症対策でございますが、予算説明のときにもあったわけですが、中学校の教室には扇風機をつけるということでもあります。それと同時に、全保育室と児童クラブの完全空調化がようやく実現をする。その中で、小学生だけが置き去りにされるという、こういう本当に、今、耐えがたい夏になってきている状況の中で、私は一斉に熱中症対策はすべきではないかというふうに思います。そのためにも、小学校は、今回提案には間に合いませんでしたけれども、6月補正で対応する、こういうような考えはないかということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） ひとりの税収に比べまして、リーマンショック以降、大幅な税収減に見舞われておるわけでございます。約、二十一、二億のピーク時と比べて税収減になっているわけです。

本来であれば、その税収減に応じた行政内容に縮小すべきところであるわけでございますが、なかなか事務事業の精査をいたしましても、そういった圧縮ができないという状況でございます。

幾つかは廃止をしても、どんどん新たな行政需要が発生してくるということでもって、

結果として前年並みの予算規模に、これは新駅は別にしまして、前年並みの予算規模に結果としてなったということでございます。

したがって、その財源不足は、財調の取り崩し14億4,000万円、新たな起債7億4,000万円、これらを合わせて税収減の二十一、二億の金額になるわけでございます。

したがって、今考えますと、この税収減がなければ、この起債や基金の取り崩しはしなくても済んだということでございますけれども、これはたらればの話でございます、これはいたし方ないということでございます。

例年の予算規模に結果として成り、大幅な歳入に見合った圧縮ができなかったという原因でございますが、新たな福祉関係での需要が幾つも発生いたしております。

その例を言いますと、最近、国の景気対策の中でも取り上げられました子宮頸がん等予防ワクチン接種、これに係る町の裏負担、さらに町長の公約であります在宅手当の増額、さらには午前中に問題になりました国保会計への繰出金、こういった新たな行政需要が幾つも発生いたしております、歳入に見合った行政には結果としてはならなかったということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 熱中症対策としての扇風機の設置についてであります、小学校・中学校ともに設置したいというところではございますが、このような厳しい財政状況でありまして、中学校への設置を先行して来年度してまいりたいと。そして、小学校につきましては、24年度以降、順次整備していきたいといったような形で、今、考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この長引く不況による税収減、それからリーマンショック以降による大幅な企業からの税収減、あわせてこの景気が低迷する中で町財政に与える影響は厳しい、財政が厳しいと。こういう中でずっとやられてきたわけでありまして、4年前には、新駅の基本協定が結ばれ、そして見切り発車という形で、財政が厳しい状況に陥っているときに、この新駅にどっと突っ走るという中で、さらに町財政が厳しくなってきたと、これは紛れもない事実でありまして、何もこの突発的なものではないわけでありまして。

今年度は、17億円の基金への積み立てということで、財調へ基金を積んで、そして次年度以降の財政不足に備えるとして対応をしてきたわけでありまして。

ですから、そういう点からすれば、今、部長がるる申されました、この内容は、新たに発生したものではないわけでありまして、やはりこの新駅に突っ走ってきた、この結果が、今のこうした町財政も厳しい状況に陥ったということは、これは事実として受けとめていただきたいというふうに思うわけでありまして。これは、何も町民の責任ではありません。

やはり、駅は今つくっておりますので、あったほうがいいのか、なかったほうがいいのかと言えば、それは駅はあったほうが便利でありますけれども、住民の願いというのは、利用できる駅であるならば、華美にならなくても、豪華な駅舎でなくてもいいと、こう

いうのがあったわけでありまして、この財政が厳しくなったときには、景気が回復するまでもう少し先延ばししたらどうかと、こういう意見だって相当出てきたわけでありましてけれども、強行をしてきたということで、一つには、やはり新駅は別だと言われましてけれども、新駅という大きな事業を抱えたために陥ってきた、こうした厳しい状況が生まれたということは紛れもない事実でありますし、それは事実として受け入れるべきだと思います。

次に、熱中症対策でありますけれども、今、部長が「小学校の扇風機は次年度以降順次」とおっしゃいましたけれども、次年度以降、6校すべて一気にやる、こういう考えがないということですか。今の答弁を聞いておりますと、そのように受けとめたわけでありまして、やはり勉強しやすい環境、これは文科省だって定めているわけですよ。冬場と夏場の温度、それ以上になってとても対応できないというのが、今の夏の気温の上昇じゃないですか。

ですから、そういう環境があると言うならば、やはり幸田町の子供たちの教育環境整備というのは、何よりも真っ先にやるべき事業ではないでしょうか。

そうした点で、私は本来、扇風機じゃなくて、もうクーラーの時代ですよ。ですから、そういう点からすれば、扇風機なんて本当にささやかな要求ですよ。扇風機がない家、クーラーがない家なんてありませんよ、今どき。

そういう環境の中で、1,200万円がなぜ対応できないのかと。これこそ、子供は待たないでありますので、私はやはり平等に同時にやるべきだというふうに主張するものであります。

次に、児童クラブであります。児童クラブや放課後子ども教室の値上げが強行されて、家庭に対しては、1人ならば1万2,000円の年間の利用料引き上げにつながるものであります。そうした値上げするだけではなくて、やはり安心して利用しやすいと、こういうこともやはり願っているわけでありまして、そうした点におきまして、小学校4年生以降の受け入れと、やはり今、放課後子ども教室や児童クラブの時間を引き延ばしする、せめて7時までにとという思いが、今、保護者の間から相当強く出てきております。

保育園は8時までということで菱池が実施をし、それから7時まででは3園で実施をするということ言えば、地域の中では、7時というのが、6時までには間に合わない世帯は、そういう利用を進めているわけでありまして、そういうことから考えれば、小学校に上がった途端、とてもフルタイムで仕事をしていると間に合わない家庭が続出をするわけでありまして。そういう中で、児童クラブの時間延長についてお答えいただきたい。

次に、子ども手当でありますけれども、この対象人数と、今回、国のほうで保育料の直接徴収や学校給食費振り替えということも自治体の判断で可能というふうな基準が示されたわけでありまして、そういう自治体判断に伴うものは、やはり手当は手当、それからまたこの給食費は支払うものはまた支払う、そういうので、保護者の判断できちっとできるように、先に子ども手当を振り替えるということは実施すべきではないというふうに思いますが、その点はどうかという点でございます。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 新駅につきましては、言うまでもなく、幸田町の総合計画にございます「3駅プラス1」の位置づけを持った事業でございます。これらにつきましては、今までもコンセンサスを得ながらその事業を進めてまいってきたというふうに思っておるところでございます。

なお、その新駅に係る事業費につきましても、その事業費の圧縮努力、さらには補助金の導入といったような形で、極力、自治体負担をなくしていくという努力もあわせて行ってきておるわけでございます。

そういった点での事業でございますし、この新駅による幸田町の将来に向けての活性化の起爆剤としての役割も大いに期待される事業であるというふうに思っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、扇風機の関係、「24年度以降順次」という、順次の意味であります。24年度以降ということ、来年度の予算編成時にはある程度ということでございますが、現時点では、私どもの希望としましては、24年度1年間で6校すべてやってもらいたいというふうな希望は持っております。

それから、続けて放課後子ども教室の関係でございます。時間延長ということでございますが、現時点、非常に職員、働く人たちの確保に、今、苦慮している状況でございます。

今、応募も少なく、今現在働いている人たちに、例えば6時半までとか7時までといったような意向打診もしたわけですが、やっぱりその人たちにも自分たちの家庭もあるということで、なかなか応じてもらえる状況にはないということ。そして、応募するに当たっても、なかなかそういう方が見えないということで、当面、現状で6時までという形で考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、もう1点、子ども手当の関係で、私どもに関しましては、給食費等、教材費とかいろいろあるわけですが、まずは法律がどうなるかわからない状況で、ちょっと明言するのはちゅうちょするわけでございますが、私どもが今いただいている情報がそのまま通ったとしますと、給食費等は保護者の同意が必要であると、行政からいきなり天引きだよといったようなことはできないということでありまして、あくまで保護者の同意が前提ではございますが、すべての保護者の方々にこの天引きといったようなことは考えてはおりません。

現在、給食費で滞納されている方々に対して、このようなことでお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 児童クラブの関係につきましてお答えさせていただきたいと思っておりますが、4年生以降の登録、入会を認めてほしいというような、拡大をということであるわけですが、御案内のとおり、放課後児童クラブにつきましては、実施要綱を定めさせていただきまして、その留守家庭対策というんでしょうか、そういったことの中で、今、1年生から3年生までの子供さんを受け入れをさせていただいておるところでございます。

ただ、「定員に余裕がある場合には」というただし書きがあるわけでございまして、その場合につきましては、6年生までというような規定は設けてございます。

ただ、平成23年度の登録状況を申し上げますと、全体で通年が246名、長期が38名、合計284名といったような現状となっております。

実際の定員につきましては、1日当たりの平均的な通所児童数で定めておるということで、この範疇にはあると考えておるわけでございますけれども、今後、夏休み期間中の利用ですとか、年度途中の申し込み、こういったような関係、またそして現有施設の状況からいたしまして、現在のところ、1年生から3年生までを、これを4年生以上に拡大するという事は現状ではちょっと難しいというふうに担当としては認識をいたしておるところでございます。

それから、時間延長の関係につきましては、先ほど教育部長からも話がございましたように、厚生労働省が昨年5月に全国調査を行っておるわけでございますが、その状況によりますと、終了時間が午後5時までというのが3.4%、それから6時までが44.7%、7時までが47.7%、7時以降が4.2%と、こういったような状況がございます。

徐々にそういった時間延長というものがされる傾向にはあるということは認識をいたしておりますが、先ほど教育部長が申し上げましたように、児童クラブの場合ですと、保育士ですとか、教諭資格、こういったようなことを持つておることが望まれるというような基準もございます。そういった方を7時ということになってきますと、やはりそういった方々も、どうしても夜間まで勤務が及ぶということで敬遠されてしまうというようなことがございまして、ことし、23年度は指導員を2人何とか増員いたしまして、30名体制で臨む予定をいたしておりますが、なかなかこれも大変であったというようなことも担当から聞いております。

こういったようなことから、なかなか今後も引き続き努力はいたしてまいります、現時点での延長ということは御了承いただきたいなということを思っております。

子ども手当の関係につきましては、まず対象人員でございますけれども、この23年度予算での計上した対象人数でございますが、3歳未満児が1,250人、3歳以上から小学校就学前が4,410名、中学生が1,100名、計で6,760名といったような見込みを立てておりますが、当然、年度途中での転入・転出、また出生される方もお見えになりますが、これはマックスという形で考えていただきたいと思います。

それから、手当の天引きの関係でございますけれども、これも先ほど教育部長が説明申し上げましたけれども、具体的な政省令関係もまだ示されておられません。細部が基本的な形として、保育料は強制徴収ができるから天引きもできるんじゃないかなど、あとは保護者と協議をして天引きも可能だよというようなことがちょっと言われておりますけれども、具体的な取り扱いということがまだ示されておられませんので、今、ちょっと申し上げる段階にはないかと思いますが、子ども手当そのものの考え方といたしまして、国が常々申し上げておりますが、子供のためにこの手当を使ってほしいといったようなことがよく言われております。

そういった意味から考えて、こういった保育料ですとか、それから教育にかかわる給

食費ですか、そういったようなもので使用することについては、制度上、考え方としては問題はないのかなということは思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 小学校の扇風機は、すべてつけたとしても1,200万円という金額が出されました。この子供の義務教育の環境整備は町の責任であります。そういうことから考えれば、本当に耐えがたい教室で勉強しなくちゃならない小学生の思いですね。中学校はついていると、なぜですかと、不公平じゃないのと。これが率直な思いじゃないかと思えます。

ですから、それほど耐えがたい暑さが今の夏場の教育環境だということ認識していただきたい。なぜつけられないんですかと、1,200万円が欲しいなと子供が言いました。

次に、放課後子ども教室は、6年生までの対応であります。今現在、幸田町の放課後子ども教室は、児童クラブの受け皿として同じような内容で運営がされておまして、やはり児童クラブの受け皿ということからすれば、何とかこちらのほうで小学校4年生以降の受け入れもできないかということではありますが、現在、荻谷・幸田、そしてこれから中央ができるということでもあります。

一番利用が多いところから考えれば、そういう思いというのが強いわけありますので、そうしたところの4年生以降の受け入れということについてはどうかという問題であります。

それから、時間延長の件でありますけれども、人の確保ができればやれるということでしょうか。

次に、子ども手当の関係でありますけれども、まだ国会が今通っていないわけあります。しかし国の方向としては、自治体の判断で天引きできるよと、こういうようなことが示されているわけありますので、そういう中で、教育部長は滞納している人をお願いしていきたいということではありますが、それは本来そもそも民主党政権が掲げてきた子ども手当の本来の目的の趣旨に外れるのではないかと。幾ら、国が自治体の判断ということと言っても、やはり今、この生活が厳しい、こういう状況の中で、児童手当にかわるものとして、今度は子ども手当をすべての子供たちにとということで2万6,000円を公約として掲げ、それが1万3,000円に半減したと、3歳未満について言えば、2万円に引き上げようと、こういう内容であるわけありますから、そういう点からすれば、児童手当はなくなるわけありますよね。

ですから、本当、児童手当をもらっていた家庭という者からすれば、扶養控除がなくなるということからすれば、逆に子育て世代の負担というのはふえてくる、こういう可能性があるわけですので、その辺のところから懐に手を突っ込んで召し上げてくるという、こういうのはやはりやめるべきだと。先に払うものは払って、そして納めるものは納める。そして、制度として、苦しい、とても納められないという点からすれば、今度は就学援助制度という、そういう制度だってあるわけですから、そうしたものでまた対応ができるなら、そういう方向をやってくると、これがまずは順序ではなかるうかと。

それを、滞納しているから、あんだのところ、子ども手当で払えよなんて、そういう保護者に迫っていくというのは、私はやはり子ども手当の趣旨から外れるのではないかと思いますので、そうした対応はすべきではないというふうに思います。

それから、子宮頸がんヒブ肺炎球菌ワクチンの見込みは出していただきましたが、きょう、机の上に国の対応、町の対応というものが置かれておりました。それで、やはりこれがしばらくという内容でございますが、この新年度予算にどれぐらい影響するのか、これをお答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、扇風機についてでございますが、私どもも財政状況が許せば、早く設置していきたいといったような考えは持っております。

それから、放課後子ども教室の関係であります。4年生以上の受け入れといったようなことでございますが、まず申し込み状況が、来年度、23年度の申し込み状況を見ますと、幸田小学校で4年生以上の申し込みは15人おります。幸田小学校で、4年生・5年生・6年生合わせて15名、すべて4年生でございます。それから、中央小学校では、4年生以上が16名ございます。荻谷小学校が24名ございます。

そして、受け入れしたのはと言いますと、幸田小学校では定員オーバーということから、すべて待機をしていただいております。15名が待機。中央小学校につきましては、4年生・5年生、全員受け入れております。それから、荻谷小学校につきましては、4年生の21名は受け入れいたしました、5年生の3名につきましては、定員オーバーとなった以降におくれて申し込みがあったということで、この3名は待機という形であります。基本的には、施設に余裕があれば6年生まで受け入れていくといったような気持ちは持っております。そういう方向で、今、動いております。

それから、子ども手当の関係であります。滞納者だからといって天引きするべきではないという御意見でございます。就学援助制度があるのではないかとといったようなことでございますが、現在、就学援助をもらっていて滞納者はございません。今、滞納者というのは、就学援助の基準よりも収入の多い方でありまして、表現方法がいいか悪いか別にして、納める意識が薄いといえますか、収入はあっても納めないという方ばかりでございます。そういう方々に対しましては、ぜひ天引きで同意してもらいたいといったような形で動いていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 児童クラブにおきます時間延長の関係でございます。人の措置が対応できれば可能かという御意見でございますけれども、先ほど申しあげましたように、やはり施設的な問題も確かにございます。人の問題ということも、当然、先ほど申しあげましたように、やはり夜間の勤務ということになってくるというようなこともございます。また、確保しても、その方がしっかりと長く勤務をいただけるような形にならないと、急に例えばやめられてしまっても困るというようなことにもなりかねません。

こういったようなことを考え合わせながら、今後、またよく考えてまいりたいというふうに思っております。



それから、子ども手当の関係でございますが、やはり子ども手当の支給を担当させていただいております私どもといたしましては、今後の子ども手当自体が、今、どういう形になるかというような状況がまだ見えてこないというようなこともございます。

こういった状況を考え合わせながら、今後の状況というものをよく見て、この天引きの問題とかといったこともあわせて判断してまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 子宮頸がんヒブワクチン等の関係であります。

ヒブワクチン等につきましては、3月4日に厚生労働省から、死亡例が4件、その後1件、合わせて5件発生したということで、一時見合わせの通知が入りました。

その関係で、私どもの職員、翌5日、土曜日ですけれども、新聞報道を見まして、すぐに岡崎市保健所、医師会と調整をいたしまして、すべての接種医に通知をさせていただきました。

その関係の影響でございますけれども、1月の補正予算では、対象者の30%を接種するというので予算をお認めいただきました。これが一時見合わせることによりまして接種率が下がってくれば、今回、今年度、ヒブ小児ワクチンは、実は85%分を見ておるわけですけれども、前年からの積み残しがあっても対応できるようにということで、ちょっと多目には見ておりますが、それ以上だと、若干、予算不足が懸念をされる自体があるかもしれません。

それと、子宮頸がんのほうにつきましても、ワクチンが足りないということで、まだ初回接種の済んでいない方はちょっとお待ちをという、そういう対応を余儀なくされております。

その結果、本来、高校1年の方は今年度中に1回を接種されないと補助対象にならなかったわけですけれども、こちらについても、23年度で補助対象になるということでございますので、この部分が若干、今年度の予算の中の見込みとは違ってきておるところであります。

どちらにしましても、私ども接種券を出しておりますので、それらの方が皆さん希望どおり接種できるように、もし予算が足りなくなるようなことになれば、また補正をお願いをしてでも漏れなく対応していきたいと、そのように思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどから教育部長が慎重に回答しておりますけれども、扇風機の件でございますけれども、私は以前からちょっと申し上げておって、とりあえず保育園につきましては、全園、エアコンはつけますよと。中学校につきましては、今年度で、23年度で全部やりますと。1年おくらせて小学校でやりますということを申し上げておりますので、そのような段階で予算も確保しながらいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 改めて町長からあったわけですけれども、そのようにいきたいということでありますけれども、しかし今の暑さは耐えがたい暑さということも町長に認

識していただきたいと。財政が厳しい、厳しいというところで、何もかも町民負担に押しつけると。せめて、子供の教育環境はよくしてほしいというのが父母の切実な願いであります。

ですから、その1,200万円を捻出をするということからすれば、もう捻出はしているじゃないですか。とにかく何もかも財政不足で、あれもこれもだめではなくて、そういう厳しい状況だけれども、この教育環境はよくしましよと、扇風機はせめてつけまじよという、そういう一つの光ぐらい見せていただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 十分に精査して考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、4番、池田久男君の質疑を許します。

4番、池田君。

○4番（池田久男君） それでは、4項目にわたってお伺いをいたします。

最初に、社会資本整備総合交付金でございます。

この予算の概要の33ページに、事業名だとか、事業内容が出ておりますので、各課、大変多様にわたっておりまして、僕が見る限り使い勝手がいいかなと思っております。何かこの使い勝手がいい特徴はありますか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 社会資本整備総合交付金は平成22年度創設ということで、今議員言われましたように、創設のうたい文句が、使い勝手がいいという形のもので。本町におきましても、22年の10月18日に社会資本整備計画書を国のほうに提出してきました。

特に、その制度の内容としましては、4分野ということになりました。一つは、活力創出基盤整備、これは道路の整備でございます。それから、2番目に水の安全・安心基盤整備ということで、河川・下水がこの分野に入ります。それから、3点目に市街地整備ということで、区画整理とか、本町でいけば都市交通システム事業、駅舎の創造でございます。それから、4点目に地域住宅支援という、この四つの分野に今までの公共事業が分かれたということで、それを今後、この社会資本整備の中で一体的に整備をして、効果があるものについては、効果促進事業ということで事業採択ができるという点が特徴。それから、もう一つは関連事業ということで、この三つの事業によって、この社会資本整備総合交付金というのが行われているというのが大きな特徴です。

あえて、本町の整備計画の中身の特徴を言えば、策定の背景におきましては、本町、22年度においては、新駅とか、幸田駅前、それから都市中央公園ということで、事業費が非常に多額な執行をしています。効果促進事業というのは、その事業費の2割までが対象になるということで、今回、それが14事業ぐらい出してあるわけですがけれども、特に効果促進事業においては、各課の協力によって、今後5年間において既存の補助事業がなく、かつ単独事業で行われるものについて、今回、この整備計画の中にのせたということでございます。県下の中でも、これだけの効果促進事業を採択しているところ

はほぼ少ないということは、確認しています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 大変積極的に取り入れられておるということで、ちょっと確認ですが、分野ということで、活力創出基盤、それと水の安全・安心基盤確保、市街地整備、地域住宅支援ということで、社会資本整備総合交付金というのが成り立っております。この四つの分野それぞれについて基幹事業と関連社会資本整備事業、また効果促進事業、この3事業を合わせて自由に事業を実施は可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 基本的には、この4分野ごとのそれぞれ目標というんですか、表の中にもありますように、例えば活力創出基盤整備においては、「安全で快適な生活道路の整備」というテーマがございます。これについての基幹事業とか効果促進事業ということでまずは展開をするということですので、この4分野を同時に施行するというのは現時点ではございません。

ただし、平成23年度以降、この社会資本整備総合交付金の流れが若干今変わりつつあります。実は、23年度においては、一括交付金の移行ということで、この4分野が統合するよという流れが今出てきていますので、そこら辺はどのような状況になるかわからないのですが、基本的には一括交付金が5,120億円、来年度、国の予算の中では5,120億円が都道府県に配分をされるということで、これがまさに各都道府県自由に使っていいよといううたい文句のものでございまして、その残りの1兆7,500億円については、現在の社会資本整備総合交付金という形で残ります。

ただ、残りますけれども、先ほど言いましたように、この4分野が統一されるということが、今、情報が入っていますので、現在、22年度と23年度の執行の仕方は若干変わるんだろうというふうに思っています。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） そうすると、前にあった個別の補助金というのは、原則廃止になると思いますけれども、その辺のところと、期間は何年ぐらい想定されておるのか。それと、国の補助金でやっておられるので、進捗状況というのか、実施状況というのか、報告義務はあるのかなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 個別の補助金については、冒頭で言いましたように、原則廃止という形で、すべてがこの社会資本整備総合交付金というような形になります。

これは、国土交通省以外も、農林省とか、そういう分野も一括的になるということを知っています。

それから、期間はおおむね3年から5年ということで、その期間に対応する事業が採択をされるということでございます。

それと、あと国のほうのそういう確認というんですか、そういうものについては、整備計画書というのを各自治体がつくるわけです。その中に成果の目標とか、それから指数、これを行うとどういうふうになるかという数字で指標を示しています。そういうも

のをすべて実は中間年度と最終年度という形で報告をしていくということで、当面、24年末に中間報告をして、26年末に最終というか、事業期間が延びなければ、現時点では、その数値に合っているかどうかという確認がされます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） その報告義務、これは各課一斉ですか、それとも都市計画とか企画政策、下水道、各課個別に報告されるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 基本的には、この資料にもございますように、テーマごとにそれぞれ整備目標がつけられていますので、その中に皆さん、すべて指標が掲げられているということです、それぞれ行うということです。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 次に、バスの購入事業でございます。

第5次幸田町総合計画の実施計画の中で、福祉巡回バスについては、地域バスとしての利用形態を視野に入れ、新駅を考慮し、新たな路線を設け、利用しやすい路線の断行・充実を図ると、こういうふうになってありますけれども、幸田町都市交通マスタープラン、この施策の位置づけはようになっておるか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 上位計画は、今御指摘の第5次総計の中にございます。町営福祉巡回バスの効率的な運行というものを目指すという位置づけをいたしております。

さらに、22年3月に策定いたしております幸田町都市計画マスタープラン、幸田町都市交通マスタープラン、これは目標年次が20年後の平成42年でございますが、これにつきまして、従来の福祉バスを地域バス化していくと、コミュニティバス化していくということで、計画の位置づけをいたしております。

さらに、同じく22年3月に策定いたしました「幸田町総合交通戦略」、これは平成26年目標でございますけれども、新駅の開業に合わせて交通体系の見直しを図ると、それに合わせる形で地域バス化を図るという計画になっておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 都市交通マスタープランの施策の位置づけとして、路線バスとか、地域のバス、企業バス、この福祉バスも含めて、福祉バスの再編ということもあってありますけれども、その辺のところは、路線増とか、利便性の向上、または企業バス、それから路線バスの連携、そういうのは考えておられるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 当然、現在の路線バス、数の少ない路線ルートでございます。

これらを新駅に持っていくということになりますと、今までのルートが空白になるわけです。そういった部分がございますので、それらを地域バスで補完していくという形で、従来からの地域利用の利用者の不便解消を図っていくという考え方で、地域バスと路線バスとの連携という形で、今後、公共交通体系の見直しも図っていくということで考え

ております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 今現在は無料でございますけれども、この無料は継続するのか、そういうことは、各住民からの意見聴取、また部内では、何か設置されるお考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 新年度でのバス購入につきましては、2台で1,400万円プラス保険料や重量税の役務費・公課費を合わせて1,440万円という金額で予算を計上いたしております。これらにつきましては、先ほどの説明にもありました社会資本整備総合交付金約500万円ほどを充てていく予定にいたしております。

この2台をふやすことによってどういう形で、今後、地域バス化を、コミュニティバス化を図るかと言いますと、現在の3ルートが4ルートに増設をいたします。運行範囲は、現状を維持していきたいということでございます。

したがって、3ルートで3台で回っているルートを4台で回しますので、バスが一巡する時間が、例えば1時間かかっていたものが45分で回ってこれるような、そういうルート見直しを図ろうという予定にいたしております。

利用者につきましても、従来は福祉バスということで利用者限定をいたしておったわけでございますが、今後は、一般の方も利用できるコミュニティバスということにいたします。

さらに、運行時間につきましては、今現在が16時発が最終便でございましたけれども、さらに時間延長を図ってまいりたいというふうに考えております。

既存利用者への配慮といたしましては、従来、福祉バスで対応してきたサービスは最低限維持していくということでございますので、一番御心配な利用料につきましては、無料で継続していく考え方を持っております。

さらに、スクールバスとしての利用需要も高いわけでございます。そういったところは、教育委員会と調整しまして、防犯対策ということでの児童の下校が安全であるように、こういったバスの利用を図っていきたいということで今のところ考えております。

まだまだこれは実施が来年の4月ということで、開業に合わせての実施、今の3台を5台にするという計画でございます。

1台については、予備の車両という形での位置づけをしております、5台だから5ルートということは考えておりません。今現在、5台保有し、ルートは4ルートという考え方にいたしております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 今、部長の答弁ですと、町民の日中の移動の手段、これ、福祉目的から利用者対象を拡大するよう僕は考えで今聞いたんですけれども、あくまでそれによろしいでしょうか。町民の日中の移動手段として、今までの福祉目的から利用者の対象者を拡大するという意味に僕は受け取ったんですけれども、その辺のところ、最後にお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 御指摘のとおり、利用者の範囲を拡大していくということで、従来の福祉関係の高齢者・障害者・子供といった限定ではなく、一般の方々にも御利用いただける地域バスとしての利用を図ってまいるといふことでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） よくわかりました。

次に、産業活性化支援事業、これ300万円計上してあります。これ、1点だけ、この補助対象者は町内の在住者であるかどうか、補助率の上限はあるかないか、この2点だけお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今お聞きの産業活性化支援事業補助金でございますが、この対象者につきましては、町内に住所を有する個人及び団体ということで想定をしております。

補助率につきましては、2分の1で、上限50万円で、農業振興費におきまして300万円計上させていただきました。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 最後になりました。中学校の教室扇風機の設置でございます。

教室には、図工室とか理科室とか音楽室とか、普通の教室以外にも、多少大き目につくってある教室がありますけれども、この扇風機は普通の教室で何室の補助になっておりますか、設置ですか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 設置する教室であります。通常、普通教室として使用する教室ということでありまして、特別教室でも、例えば少人数とかといったようなことで、普通教室っぽい使い方をする特別教室もありますし、今議員言われましたように、理科室とか音楽室とか、ああいったような普通教室よりも1.5倍程度広い特別教室もございます。

今回、私どもが今予定しておりますのは、普通教室としての部屋でございまして、49教室を予定しております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 最後にお伺いいたします。この扇風機は、今はやりのワンタッチですか、それとも一々そこへ行ってやるのか、一教室に何台設置か、それだけ最後にお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 一教室に天井扇というか、壁かけではなく、天井に4カ所予定をしております。スイッチ、リモコンなのか、普通のスイッチなのか、ちょっとそこまでは、今、細かいところまでは詰めておりませんが、一教室当たり四つの天井扇で、おおむね12万程度今考えておりますので、その中で操作しやすいような方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田久男君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時50分

---

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 歳入財源確保策ということで、町の自立持続可能な財政運営ということでございますが、（1）で23年度財源確保に心がけた考え方と項目、（2）で将来を見据えた展望ということでございますが、（1）、（2）逆もあろうかと思うんですが、結局、財政は続いていくし、町政も続いていくということで、この先を見据えて、今年度、どういうことに気をつけて予算編成をしていくか、将来、どういうふうな展望かという、ミックスしたような質問でございます。

それから、2番目の歳出の土地利用計画ということですが、毎年、「広報こうた」の新年号というのは中身が充実しております、いつも感心して拝読していますが、人からもそういう意見が時々聞かれます。

新成人特集の中では、去年もそうでしたが、ことしもやっぱり自然環境に、景観に配慮した、そういう住みやすい心が安らぐような幸田町であってほしいという話がいつも載っております。

その中で、結局、幸田町の自然環境の中で、どういうまちづくりをしていくか、めり張りという言葉を使いましたが、そういうところは農地にするとか、ここは住宅地とか、ここは商店とか、文化・教育とか、そんなようないろいろな面で、どういうふうな自然環境というものを見ながら計画をしていくのかということ。

それから、産業振興に配慮したというのは、これは財源確保にも結びついてくることでございますが、23年度において、そういうものについて心がけたとか、効果を期待できるようなことで検討して実行するとか、そういうようなものがありましたら、御回答をということで出しました。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 将来に向けて自立可能な行財政運営ということでの新年度予算の編成に当たっての財源確保の考え方についての御質問だと思いますが、まずは行革をさらに推進していくという視点でございます。

事業仕分けの取り組みを初め行政改革推進プロジェクトチーム、五つのプロジェクトチームを立ち上げております。これらについて、今後、幾つかの課題を取り組んでいくというスタンスでございます。

さらには、去年の使用料・手数料の見直しを図りました。これによって、受益者に応分の負担を求めるところでの財源確保、さらには国庫支出金においては、社会資本整備総合交付金の活用ということで、徹底した、この交付金活用を23年度では考えております。

参考までに、21年度の普通建設事業費が18億8,000万円あったわけでござい

ますが、このうちの単独事業の割合は52%もありました。23年度が、これは予算の段階でございますが、全体で普通建設が39億円ほど予算に盛り込まれておりますが、この中に占める単独事業割合は13%ということでございます。

したがって、一般財源を使わずに社会資本整備総合交付金等を活用した事業展開ということでの予算の編成に配慮いたしております。

さらに、起債の関係につきましては、極力、プライマリーバランスを維持するという視点に立ちまして、前年度よりも起債額を減らしております。22年度が8億2,600万円に対しまして、23年度は7億3,500万円ということでございます。

したがって、起債を減らし、償還をふやして、残高を減らしていくという姿勢は、基本的には維持するというところでございます。

基金の関係につきましても、計画的な目的基金の取り崩しを図って行くということでございます。

財調の取り崩しについても、住民サービスの維持向上のために計画的にその財源不足を財調でもって充てていく考え方でございます。

将来を見据えた展望ということでの御質問でございますが、税収につきましては、いまだ回復状況には至っておりません。徐々には今後回復すると思われませんが、その間、やはりつないでいかなければならないということでございます。少ない財源でやりくりし、景気の回復を待つという期間がしばらく続くのではないかとというふうに考えております。

さらには、不安要素が幾つもございます。世界経済が二番底を打つのではないかと懸念でございます。中東や北アフリカ、さらには中国経済のバブルがはじける危険、こういったことを考えますと、非常に先行き不透明な状況でございます。

さらに、国の今進めようとしている社会保障と税の一体改革でございます。これは、税の偏在を是正するというねらいもございまして、法人町民税の国税化を図るという内容も心配されるわけでございます。

したがって、景気回復しても、幸田町の税収がふえないというような、そんな形になりかねない改革であるかどうかを今後見きわめていく必要があります。

さらに、一括交付金の関係でございますが、不交付団体に対しては、一括交付金が非常に圧縮されるのではないかと不安もございます。

そういった懸念材料がまだまだ幾つもございますので、慎重な今後の行財政運営を図っていくということには変わりはありません。

最悪のシナリオとしましては、税収のアップや財政調整基金の確保が図れない場合は、予算規模の縮小をしていく以外にはない、そういう事態が起こらないように努力してまいりたいというふうに思います。

次に、土地利用の関係でございますが、めり張りのある土地利用計画と、自然環境に配慮した施策ということでございますが、これらにつきましては、第5次総計の中での「3駅プラス1」という構想の中での土地利用と、さらに環境保全をしたエコまちづくりといったところを今後進めていくということでの土地利用になろうかと思っております。

以上でございます。



○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 自然環境に配慮した施策ということで、今、総務部長のほうから町全体のことについて御答弁させていただきましたが、私どものほう、環境課、それから産業振興課という面でございますが、若干補足させていただきますと、産業振興課の事業では、コスモスによります農村景観形成事業の補助金ですとか、天然林の除間伐を行います里山林健全化整備事業、坂崎小学校緑の少年団への活動補助、町内全域に及びます農地・水・環境保全向上対策事業などの継続事業を実施していきますとともに、新規事業といたしまして、町有人工林での間伐を行います森林整備加速化・林業再生事業だとか、緑の日の苗木の配布事業を実施をさせていただきます。

それから、産業振興に配慮したことはということでございますが、産業振興につきましては、農林商工事業全般にわたって該当することでございますが、平成22年度からの予算の繰り越しを過日承認していただきました筆柿選果機の整備を継続実施させていただくこととあわせまして、特産物の消費宣伝事業や産業まつりなど、従来から実施してきております各種補助事業等につきましても、前年度を下回ることなく引き続き実施を予定してまいります。

新規事業といたしましては、先ほど池田議員からも御質問がございましたが、産業活性化支援事業補助金制度を創設いたしまして、農・工・商全般にわたって新たな事業への取り組み支援に力を注ぐということで、新年度の予算を作成させていただきました。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 23年度の予算編成に当たりまして、厳しい中、いろいろ努力をされて、特に社会資本整備総合交付金において相当の努力と、この導入の成果があったのではないかとということで、この労苦については、私どもも非常によい評価をさせていただこうと思っております。

ただ、将来、また予算縮小がないように、またいろいろな面で見直して、継続・安定に向けていっていただければと思います。

先ほど、新しい言葉で法人町民税の国税化という話が出てまいりましたが、この話、初めてちょっと私も耳にしまして、また新たに別途御指導いただければと思います。

次に、起債の話でございますが、第5次総合計画の展望を見ますと、23年度からずっと減少傾向の計画を立てているわけですが、25年度末では残高がどれぐらいになるのかということ、資料がありましたら、1点。

それから、行政レベルは維持していきたいということでございますが、もし景気回復が思ったよりも早く進んできたような場合に、町の方向性として教育・文化・環境・都市整備、いろいろな大項目がありますが、どういう方向に力を入れていきたいなというような検討なり展望なり、そんなようなことを議論されていた経過がありましたら、示していただければと思います。なければ結構でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今後の起債計画、また償還計画はどうなっているかという御質問だと思いますが、来年度の起債の予定は、普通建設債におきましては、これは総計の

実施計画上に掲載されておるものでございますけれども、6億4,600万円の起債、これは臨時財政対策債は別にしての起債予定額でございます。

さらに、24年度の起債残高につきましては、試算によりますと、84億8,000万円、今現在、23年度末が89億6,000万円に対しまして84億、さらに25年には78億という、これはあくまでも試算でございますので、こういった一般会計での起債残高の減少を実現していくという予定でございます。

なお、景気回復して、税収がふえたら何をするという御質問だと思いますが、全く今の段階では、税収増があったら話は一切検討もしておらない状況でございますので、一刻もそういった見通しが明るくなることを期待しておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 町長公約の事業仕分けが496万9,000円の予算でいよいよ始まるわけであります。

この内訳ですが、委員報酬が58万4,000円、仕分け事業委託料が262万5,000円、また記録政策が40万円とございます。

この委員報酬というのは、仕分け人の方の報酬かなというふうに思うわけですが、これが何人を予定されているのか。また、委託料が262万円とありますが、どこに委託されるのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、7月23日・24日での初の事業仕分けの実施日が決まっております。住民の関心度も高いと思います。住民が参加できる判定人の選任はいつからどのように公募選任をしていくのか、また議会への報告は、さきの総務委員の協議会等で5月の協議会に報告するという予定があるということでお伺いをしたわけですが、この5月の協議会、私たちも議員の改選がございますので、定かではございませんが、5月の協議会に予定している報告は、事業の内容の何事業かということとか、仕分け人、仕分け委員会の設置、判定人の選任と、すべてがこの5月の協議会で報告がなされるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、仕分けの目的でございますが、徹底して無駄を省き、事業を見直し、必要な事業は積極的に推し進め、見直すべきは見直すこととし、時代の変化に対応する町政を実現するとされております。

1回目は、23年度の7月23日・24日で決められているわけですが、今後、2回目以降の事業仕分けの考えがあるかどうかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 4月以降のことにつきましては、ちょっとなかなか責任持って、自信持って言いにくいわけですが、まだまだ具体化の過程ということでございます。実施日が決められておる以外は、まだまだこれからプロジェクトの中でもんでいくという状況でございます。

ただ、決まっていることだけをお示しすると、これは一般質問にもあったわけですが、

今現在の町の事業400事業を事務方での100事業への絞り込みをし、これはやはり行政評価において問題とされた事業を中心に100事業に絞り、その上で、事業仕分け人にその後お任せし、さらに20に絞り込むという予定にいたしておるところでございます。

事業仕分け人につきましては、高浜が構想日本に委託しておるわけでございますけれども、常滑市は構想日本ではなくて、諸団体代表や公募によって仕分け人を選んでおるわけでございます。私どもも、常滑市のような形での仕分け人の選定を実施する予定にいたしております。

この5月の総務協議会には、もう少し具体的な内容が告示できるというふうに思っております。

さらには、7月に行った事業仕分けにつきましては、8月の総務協議会にも報告ができるのではないかとこのように思いますし、来年度以降、23年度に行って、引き続き24年度も実施するかということにつきましては、やはり23年度の成果が得られた段階で判断をしてみたい。うまくいけば、引き続き次年度も残りの事業の中からまた抽出をして、事業仕分けの対象にして行っていきたいなとは思いますが、何にしましてもまず1回目をうまく成功させていきたいなということでの準備作業を今現在進めておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 総務部長がお答えしづらいようございましたら、できれば副町長にお答えを願えたら私はありがたいかなというふうに思っております。

今回、事業仕分けをするわけでありまして、第三者の視点を入れることで、今まで気づかなかったこととかの改善点が見つけれられるかなというふうに思いますし、また積極的な住民参加のもとで事業を知って意見を述べていただくことをやるということは、確かによいことだというふうに思っております。

具体的なものは、これから今、プロジェクトチームでしっかり練っていただいているようでございますので、その成果を見たいというふうに思いますし、また次年度以降のことに関しましては、1回目の事業の結果を見てやられるということでございますので、わかりました。

それから、この事業を仕分けをして、町長に報告をいたしまして、事業の見直しや平成24年度の予算への反映を検討されるということでございます。

私は2月の協議会で、事業仕分けでの削減額はどのくらいあるのかということをお聞きをいたしました。そのときの答弁は、「削減の額は決めていない」ということのお答えでございました。町長も、「仕分けのための仕分けではなくて、住民に行政の中身を知っていただきたい。スクラップ・アンド・ビルドとしていく」との答弁でありました。ちょっと難しい言葉でございますが、ということの答弁でございました。

しかし、本会議の一般質問の答弁で町長は、「事業仕分けで中身を精査し、財源を生み出していく」という答弁をされたというふうに私は記憶しているわけですが、財源を生み出すには、やはり仕分けでの削減額というのは、ある程度考えていらっしゃるのかなというふうに私はそのときに感じたわけでありまして、この事業仕分けによって

得られた財源をよそへ回していく、そういうお考えがあるのかなというふうに理解したわけでありますが、この辺の協議会のときの答弁、また一般質問のときの答弁との私の考えで今言ったわけでありますが、この辺はいかがお考えでしょうか、お聞かせをいただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木三津男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 事業仕分けにつきましては、愛知県内では町村では幸田町が初めての取り組みということで、先ほど総務部長からお話がありましたように、常滑・高浜等、いろんな形の実践的な取り組みの市をいろいろ勉強させていただいて、幸田町なりの事業仕分けという取り組みを始めておるところでございます。

財政が非常に厳しい中で、町が今後、重要な取り組みを進める上で方向性を判断する過程として、こういった町民の方々の視点・感覚を反映させていくということで、町民参加の中で協力をいただいて、それは事業仕分けの委員会というような形で、先ほど言いましたように、400相当の事業を絞り込んでいく過程の中で、いろんな町民の方々の反映というような形では、うまい形で進めてまいりたいと思っております。

そして、今後、5月の協議会、8月の協議会で、それぞれの過程の中で報告すべきことは報告させていただきたいと思えます。

そして、最終的には、7月の実施後、判定の結果、これは強制力はないわけですが、仕分け委員会の中のメンバーの方々の意見、そして実際の仕分けの中で生かされるような反省点等、いろいろ出ると思いますので、また新年度の予算編成に当たっては、そういった強制力はないんですけれども、やはり高浜は新年度予算の中で、新聞報道によりますと、3,000万円ぐらい事業仕分けの結果を反映しているというようなことでもございましたので、本町におきましても、いろんな事業を不要だとか廃止だとか継続・改善、いろんな意見が判定人の中から出てくると思えます。そういった反映の仕方をぜひ予算編成の中にも生かすということでないと、事業仕分けをした意味がないというふうに思っております。

また、職員の意識の改革ということで、重要な事業の立案という際には、町民の方々にいただいた目線の考え方を反映していくということで、非常に事業の見える化ということでは、意識改革につながるんじゃないかなというメリットもございますので、うまく生かしたいというふうに思っております。

まだまだ役場の中のプロジェクトチームで検討しておる段階でございますので、幸田町版の事業仕分けがどのような形になるかというのはしっかりしたことは言えませんが、今のような基本的な考え方を反映させたいという形で現在のところ取り組んでおるところということで報告させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 高浜市は、この事業仕分けを構想日本に委託をされてやられました。今言われたように、常滑市は独自の仕分け人に委託をされてやられたということでございます。

高浜市は341万8,000円の費用で、今言われた3,000万円の効果を出された

ということでございます。常滑市の結果というのがもしわかっていたら、お聞かせを願いたいというふうに思うわけでありませう。

今回は、確かに削減だけではなく、また先ほど言いましたように、住民参加、また職員の意識の改革にもつなげていけるような、そういう事業仕分け、パフォーマンスで終わらない事業仕分けを望むところでございます。

次に、新規事業の産業活性化支援事業補助金についてお伺いをいたします。

農業振興の一般事業で300万円、商工業振興事業の200万円が計上されております。これは、新たな事業者の育成のための補助金という説明でございましたが、この補助金をいただくための事業内容の詳細や、限度額は先ほど2分の1の限度額ということでお伺いをしたわけでありませうが、対象条件なんかがございますらお聞かせを願いたいというふうに思います。

町内の方の住所で個人・団体という対象はお聞かせを願ったわけですが、ほかにこの対象の条件というのがあられるかどうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 産業活性化支援事業補助金についてでございますが、まずその事業内容でございます。

この事業内容につきましては、先ほど来申し上げましたように、幸田町の産業の活性化並びに育成のためということで制度をつくらせていただきました。その対象事業につきましては、若干漠然としておるわけでございますが、産業活性化のための研究開発事業、産業活性化のための新たに実施する事業ということで、柔軟な発想でもって幸田町産業のPR、地産地消対策、新規特産品の開発等、あらゆる面で農工商にわたりまして活性化がされるような事業については、その事業に対して支援をしていこうというものでございます。

対象条件につきましては、町内に住所を持つてみえる個人・団体で幸田町の産業振興の発展に寄与するというので、具体的には町内に在住でそういった産業の発展のために何か一つ新たな試みをやってみよう、再起動してみようと言われる方について、広く門戸をあけた制度を、今回、300万円と200万円、計500万円を予算化させていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 事業仕分けの常滑でございます。常滑につきましては、昨年8月7日と8日、2回に分けて行われたということで、判定につきましては、廃止、民営化、改善、継続、その他、5種類の結果で判定されたということでございますけれども、私どもが視察に行ったときは、今回のその事業仕分けの結果をもって最終的な事業の方針等とするものではございませんということで、常滑市の事情は大変財源不足が見込まれておる中での非常に苦しい展開の中で行革を断行するというので、かなり昨年行われました2日間の事業仕分けの結果は大変厳しいものであったということをお聞きしております。

その後、視察研修は行っておりませうので、それが予算の中で、今言いましたように、最終的にどのように反映されておるかという情報は入手しておりませう。

高浜については、数回視察させていただいておりますので、先ほど言いましたように、どのようなものを3,000万円の中で削減したかというような結果報告はいただいております。

常滑については、最終結果、予算反映については、情報を入手しておりません。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 新規事業の産業活性化支援事業でございますが、今、事業内容の詳細をお聞かせを願ったわけでありましたが、余りにも漠然としておりまして、農業振興一般事業で300万円ですので、これの限度額が50万円で、2分の1ということで、6人を募集されるということによろしいでしょうか。また、商工業振興事業は200万円が計上されておりますので、4人を募集されるかなというふうに思うわけです。

ということは、10人をこの対象者として募集をされるわけでございますが、今、産業活性化に頑張る人、新規開発する人、研究する人、地産地消に頑張る人と言われても、果たして何人の方がこの事業を理解をされて申し込まれるのかなと、私、本当に不安で仕方ないんですが、もう少し具体的に、例えばこういう仕事をやりたいという人がいたら、これは対象になりますよとか、そういう具体的なものというのは、もう少し教えていただけないでしょうか。

でなければ、例えばこれを住民に、こういう事業をやりますよ、募集してくださいと言っても、皆さん手を挙げられないのではないかなというふうに思うわけですが、それは私だけでしょうか。

もう少し具体的な、こういうことを、例えばパン屋さんならパン屋さん、理容店なら理容店、地産地消のために農業をやるよだとか、そういう具体的なそういう方も対象にしているのか、そういうことを少し添えて募集をかけないと、なかなか住民の方は理解できないのではないかなと、この難しい言葉を並べただけでは、活性化だとか支援という言葉だけでは私は理解できないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、前段の農業振興費で300万円、商工振興費で200万円、6人と4人かということですが、上限満額使われれば6人、4人でございますが、事業費の2分の1ということでございますので、最大、今の予算ですと、10人ということでございます。

それから、事業が漠然としておるということでございますが、私ども、この制度そのものが漠然としているがためにいいのかなという気がしております。

というのは、これをやったら補助金を出しますよということではなくて、仮にカキならカキで、筆柿を干しガキにしたら、そういうことをやったら補助金を出すよとかというような、私どもが、再三言われておる行政のかたい頭で口を出すなというようなことがありますので、本当に農工商にわたってこんなことがやってみたいよという逆提案をいただければ、それに対して支援をしたいと思います。

当然、逆提案された場合には、その内容については、若干、審査といいますか、振興策にはまるのかどうかというのは、その時点で見させていただくわけですがけれども、農

工商にわたって新たに再起動する気のある方、こんなことがやりたいよというフリーハンドで支援していこうという補助制度ですので、これをやったらということは、若干、今、私どもが考えておるものとは合いませんので、ただこの制度だけつくって応募がないといけないということでございますので、企業集団ですとか、農業関係ですと、各生産部会だとかというようなところを通して、ホームページだとか、広報だとか、そういうのは一般向けに周知できるんですが、それ以外については、今言いましたような部会ですとか、企業集団、商工会、そういうところも通して、こんな制度をつくりましたので、何とか産業が活性化するようにお知恵をかしてくださいというような制度にしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 漠然としているから使い勝手がいいというふうに今言われましたが、確かに企業集団とか生産部会のほうへきちんとこういう思考をおろして、町の考え方をとおしていけば、補助金の活用というのは大きくされるのではないかなというふうに思いますので、とにかく本町にあって、この補助金が若者たち、これから新しく新規事業を起こされる方たちの農工商にとって挑戦されていくということの後押しにやっばり成果としてきちんと新年度であらわれてくるといいかなというふうに思っておりますので、しっかりと生産部会等、また企業集団、また商工会とか農協のほうにも言っていただければいいのかなというふうに思うわけですが、ぜひとも成功の補助金で終わりたいというふうに思っております。

それから、電動アシスト自転車の購入補助金が100万円計上されております。この電動アシスト自転車のモニターも、私も参加させていただきました。2週間、本当に1日は雨でしたが、あとは毎日快適に乗らせていただきました。ふだんは自動車ばかり運転しておりますので、自転車で走りますと、風景が変わって見えるような、そんな気がいたしまして、とても冬でありましたが、快適にモニターをさせていただきました。

また、反対に自転車で走っていて、本当に今まで気づかなかった危険な箇所等も気づかせていただきました。

先ほどの総務部長の答弁で、モニターの方のアンケート、使用前と使用後のアンケート調査をされたというふうに思うわけですが、使用後のアンケートの中で一番多いのは、転換する条件として、やはり補助金等もあつたら転換してもいいよという考えが1位、2番が、利用するには道路整備が必要というふうに言われました。済みません、1番は金銭が高いので、補助金ということでございます。

私も、この1番と2番も両方とも丸をつけさせていただいた一人ではありますが、しっかりとこの辺のことをいち早く補助金制度をつくられたということは、町民にとってはよいことだというふうに思うわけでありませう。

それから、この補助金の条件でございますが、限度額が収入の3分の1で、限度額は2万円、50台を予定しているということを伺いました。そのほかのいろいろな条件は、要綱を作成して今後決めていくということでございますが、やはり年齢制限、車から自転車への転換をするわけでありませうので、日ごろ自動車を使ってみえる方たちのための年齢制限も設けていいんじゃないかなというふうに私は思うわけでありませう。

それから、やっぱり一番この補助金で出されるときに大切なのは、購入の場所ですね、町内の購入店、町内のお店で購入をしていただく方に限って補助金を出すという、こういう要綱は必ず入れていただきたいというふうに思うわけですが、この辺の町内での購入店の要綱に入れることについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町内の電動アシスト自転車の取り扱いをしておる販売店がいかほどあるかということで調べてはおるわけでございますが、4店舗ほどでございます。これらにつきまして、そういった事業の協力を、今、打診中でございます。

そういうことで、十分供給体制が整えば、町内のこういった販売店を補助条件として加えていくということも、地域の経済活性化という点でもいいのではないかとというふうに思っておりますので、十分、そういった条件については取り入れていくという考え方を持っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 3時45分

---

再開 午後 3時53分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、8番、山本隆一君の質疑を許します。

8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 業者の選定について、指名競争入札のあり方について、この衛生費についてお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 衛生費、特にごみの関係になろうかと思いますが、この業者選定につきましては、燃やすごみの関係につきましては、指名競争入札で直属契約を締結しております。

それ以外の資源ごみ等の運搬等につきましては、中間処理、選別、破碎、プレス、そういったような中間処理を必要とするわけでございますが、そのための施設が必要だというようなこともございまして、種類別に随意契約を締結しております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 実は、この業者の選定で、天下りの方があって、その方が当時は職員で、1円でも安くというふうにされておったそうですけれども、天下ったら今度は高くなったということをちょっと申されたんですが、その点、どういうふうになっておりますか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 天下って単価が変わったどうかというのは、あえて答弁等、状況がわかりませんので、お答えできませんが、特に燃やすごみの契約関係につきましては、長期継続契約の関係もございまして、燃やすごみの収集・運搬、平成20年度の契約では、年間6,048万円、21年度から23年度、長期継続契約をやったも



のの単年度分の契約額につきましては、4,422万6,000円ということで、大幅な減額となっております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） そういう関係で、今年度についてはもう契約がしてあるということですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 長期継続契約は23年度までですので、23年度が最終年度ということで、額は確定をしております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 岡崎市との関係はどのようになっていますか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 申しわけありません。質問がどういう趣旨かというのわかりませんが、幸田町のごみにつきましては、岡崎市のほうへ搬入をして処理をしていただき、その処理原価に基づいて支払いをしておるという状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 次に、土地区画整理についての新駅周辺の開発整備事業について、相見地区の街路樹の選定についてお伺いいたします。

先回、資料もいただきましたが、この中で、鹿児島県のスタシイとかマテバシイ、マテバシイは稲沢かね、県外のこういう樹種の検討について、地元の庭師さん等の御意見も入れて、こういうふうに県外の遠くから持ってきてみえたのか。

現在、平成19年か20年ですが、熱波で、ここのスタシイ等は、非常に現在も枯れておりますので、そういう点、もう少しやっぱり町内の樹木を植えて、遠くからただ取り寄せて、後が、結果がよければいいんですが、その点についてどのように業種の選定をされたのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） まず、相見地区の土地区画整理事業区内の植樹については、相見の区画整理組合の役員会で2回ほど決めてございます。

特に、基準としては、道路構造の手引きという中で緑化基準というのがございまして、その中で用途とか機能・特性とか、そういうのがありまして、そういう中で決めておると。地区全体では、10メートルから30メートルの幅員のものについて街路樹を入れ、緑化を努めようということで全体計画で決めてございます。

それで、実際もう平成15年から現実には施行してございまして、街路系では、ほとんど駅前30メートル道路を除いて、ほぼ完成をしております。

その中で、今議員言われますように、その街路樹の一つとして、マテバシイですか、それが鹿児島ということで、ほかのものについても、実は愛知県の稲沢とか三重県の鈴鹿とか、なるべくはもちろんそういう近隣にある植樹を選んでいますが、特にないものについては、生産地が遠いですが、そういうもので対応しています。

地元の庭師さん等の相談はしてございませんが、ただ役員の中にそういう選定を得意としてみえる方も見えるということで、参考にはしてございます。

それから、現在、今、木が枯れているということで、前回も御質問がありまして、カメリア線という、ドイツとマグフーズの南の道路、30本ほどがやはり枯れています。これは、平成20年当時の雨が非常に水不足ということで枯れて、これは組合施行ですので、今月下旬には手直しということで施行されるということを知っています。

ただ、同じ方法ではなくて、現在の土を若干入れかえて、今後枯れない方法をもって対応したいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） この樹種がこの土地に合っていないのではないかと思いますけれども、今後、これが払い下げ、町へ移管された場合に、それらの業者選定はどのように考えてみえますか。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 街路の植樹がほぼ完了してから、区画整理組合のほうから幸田町のほうへ公共施設の移管ということで申請がされるということで、その後の樹木の維持管理についてどうかということですか、そういう質問で御理解してよろしいですか。

それについては、維持管理については、今後、町内の町道と同じように、街路樹については土木課の維持管理において直営で行うこともあるし、大きな工事として発注することも考えられます。

ただ、今後、相見の場合は、特に維持管理として樹木が非常に多いということで、街路樹じゃないですけども、公園等はなるべく地元の方にも管理をしていただくようなことを、今、検討はしています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） この町内の庭師の業者に管理をされる意図がありますかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 土木課長。

○土木課長（山本幸一君） 街路等の植栽につきまして、現在でも町内の庭師さんに委託しておる経過はございません。直営で管理しておりますので、今後、相見で街路樹のほうに土木課のほう、町のほうに移管がありましたときも、同じように直営で管理する方向で考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 次に、今回のこの管理委託について、実は現在、マンション等が建物許可で建てておりますが、この水道・ガスの許可について、どのように許可を出してみえるか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 山本議員に申し上げます。

質問の範囲外のことは。

○8番（山本隆一君） なぜ、これを言うかと言うと、実は業者の方が美観と管理と施設の経費と。というのは、20メートルのマンションを建てられると、現在、現場を見ていただくとわかるんですけども、ある一部の方が後から来て、業者は少しでも経費を安

くつくるために各棟、4階なり5階の場合は、配管は店の前にありますので、その店の4階なり5階は、その近くから持っていけば美観もいいし、経費も安くできると。しかし、何か一部の方が、関係があるかないかわかりませんが、現在、見ていただくとわかりますけれども、全部真ん中へ配管のガス管・水道管を持ってきて、そうするとその業者は経費が倍かかるわけだね。実際、店の前にそれぞれ1件ずつ店舗があって、その店舗のところから4階なり5階へ持っていけば経費が安くできる。それを、この許可をする人が、名前はちょっときょう言えませんが、そうした今回、相見の中で、やはりせつかく業者が、施主も1円でも安く政策費をかけてガス管とか水道管を、皆さん、ちょっと図面を書いて、見ていただくとわかりますけれども、今後、そういう点をやはり考えていかないと、ただ後から来て、これは極端なことを言うと、地元のガスの配管業者とか、水道管の問題がありますので、そういう点をやはり考えてあげないと、将来、管理、現在、現場を見ていただくと、もうど真ん中で、道路の端で20メートルぐらいの店舗があるとしますと、真ん中で5メートルぐらいで全部そこへ寄せて、またそこから今後の管理でそういう点を何とかしていただけないかということで、きょうちょっと特別に許可のやり方について。

○議長（鈴木三津男君） 山本議員に申し上げます。

きょう、特別ということと言われると、却下します。

駅前の開発事業についての質問という形であれば許しますけれども、それは許しません。

○8番（山本隆一君） そういうことがあるので。

○議長（鈴木三津男君） それはまた個人的に問い合わせをいただきたいと思います。

以上でよろしいですか。

8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 業務の委託と整備についてお伺いします。

この道路の管理において、現在のそういう配管の整備について、どのようになっていますか。

○議長（鈴木三津男君） ちょっと質問内容が、理事者が答えやすいような質問をよろしくお願いいたします。

もう一度やりたかったら、やってください。

8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 業務委託で、現在、なぜこれを言うかと言いますと、実は私の地所のところは地盤沈下しておりますので、実際、現場を見ていただくとわかりますけれども、非常にせつかく整備をしていただいても問題点が多くありますので、そういう点について、せつかく配管していただいても。

○議長（鈴木三津男君） 山本議員、一生懸命おっしゃられることはわかるんですが、問題から外れておりますので、却下してくださいということでお願いしましたので、この件については、また後日、個人的に質問をしていただきたいと思います。

○8番（山本隆一君） それじゃあ、これで。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本隆一君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 財源の見通し、税収の見通しという形の中で、今まで何人かの人たちがその問題を取り上げて、そして多くは、総務部長、あなたが答弁してきた。しかし、その内容は、最後に言われたけれども、私は4月以降の問題まで責任持てませんがという、最後の締めはあったけれども、その前段であなたの内容は、オオカミが来るぞ、オオカミ来るぞと、そして将来、予算の縮小もあるわなと、おどしまくっておるわけだ、こけおどし。そうした中で、住民や議員も含めて、萎縮をさせるような方向でしかあなたは答弁しとらんわけだ。

確かに、日本の経済、世界の経済、あるいは西三河を取り巻くトヨタの関係も大変厳しい状況はある。私はそれを否定するものではない。ただ、それだけを強調することによって、じゃあまちの今後をどういう方向に税収や財源が見込めるのかと言ったら、それは皆目難しいですわと言っておられる。

しかし、私なりにそれを試算すると、ざっと言って、この新しい年度では5億円程度の財源の留保、いわゆる町税です。町税と言うよりも町民税です。固定資産税、償却資産税というのは、これはマイナス要因ばかりだ。だけれども、法人の関係、あるいは個人の町民税関係からいけば、漠っと言えば5億円、そのぐらいの財源留保なりが見込めてくるであろうと、こういうふう思うわけです。

そうした点で、そういう見込みは立てられんということになるかどうかは知らんけれども、ただ私が懸念をするのは、あなたの答弁はマイナスばかりだ、元気を失っていくような話ばかりしとるから、別にここでぶっかけやって、5億出して元気にやれやと、私はそういう意図じゃないわけだ。

そういう意図じゃなくて、結局、今の経済情勢、紆余曲折、出たり入ったりはあります。日銀の短観も3カ月、東海地方は、やや日差しがと、しかしその日差しも雲がかかってなかなか難しいなということではありますけれども、全体の基調という点からいけば、東海地方の日銀の短観というのは、厳しい折ということじゃないはずなんです。

そういったことも含めていくなれば、私は個人と法人で5億の関係は一定見込めるんじゃないかなと、こういう私なりの税収見込みを持つとるわけですが、そこら辺は引き続きオオカミが来るぞと、こういう内容かな。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 一般質問にもございました。幸田町は、法人に依存している財政体質であるということでございます。したがって、景気の浮き沈みで税収が大幅にふえる、そういう宿命を持っておるわけでございます。

ただ、23年度の税収で見た場合に、法人町民税につきましては、2月に大手事業所の第3・四半期の決算が示されました。この中では、大幅に収益が改善され、従来の損益をすべて埋め尽くすほどの収益が改善された内容を聞いております。

したがって、今後は、黒字分については直接税につながるということになりますので、そのような形で法人町民税の見込みを立てておるところでございますが、当初予算には

その分は間に合わせてはおりません。

したがって、今後、補正の機会を見て、そういった財源については計上していくということになるかと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今もあなたも言われたように、いわゆる損益が出たときに、損益というよりも損失ですよ。損失が出たときには、損益通算ということで、今、7年の上限の期間が設けられておるわけですよ。リーマンショックで法人税がどんと落ち込んで、二千数百億円の赤字になったと。これを回復するには、もう5年や6年は十分かかりますよというのが今までの説明の仕方だった。

しかし、今、部長も答弁されるように、損益通算をやって、この四半期の関係で、過去の赤字はもうからっと精算したと。精算したということは、もうかったわけだ。単年度収支だけで言っても、黒字になったから、もう過去の赤字を精算しましたよと、お説のとおりです。

要は、これから第3・四半期、これから四半期、四半期ということで来るわけですよ。そうしたときに、ざっと言っただけの税収の問題。法人依存であると同時に、幸田町の町民の所得の水準というのは、県下でもトップクラスとは言いません。上位にランクをされている。

そういう点では、町民の所得水準が確かに下がってくることは事実。トータル的にいけば、ほかの市町の平均よりも上回っている。そうしたことが、景気の動向によってどう反映してくるかという点から言えば、法人依存の財政体質であると同時に、堅調な個人の所得水準というものはそろばんに入れていく必要があると思うんです。それで、私は今年度中、いわゆる新年度の年度中でいけば5億だということを言っている。

しかし、それは、あなたも石橋をたたいてもなお渡らないという、石橋をたたくんだったら渡れよと言いたいけれども、あなたの感覚というのは、石橋をたたいても、安全を確認しても、なお渡らないという点でいけば、私は萎縮をさせていくなという懸念を持って申し上げておるわけです。

そういう点からいけば、法人・個人合わせて私は5億という関係で、それがいいかどうかという答弁を求めても、それは言わんわけだ。しかし、年度中で一定の損益通算で、既に通算しても黒字決算と。黒字決算であれば、それに応じた法人税だけでいけば、法人税でも増収の見込みありということで理解をするわけですが、そうしたことと同時にその見込みの関係からいけば、今、第3・四半期ということで、四半、四半を打ってみなきゃわからんわけですが、そこら辺は、私は法人だけでも3億はあるだろうと。どうですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町内大手の事業所の決算につきましては、やはり企業努力をされて黒字化を図って見えるということでございます。

したがって、設備投資を極力控えての収益黒字化ということで、増の問題もありますけれども、そういうことで、幸田町の税収の柱であります町民税と固定資産税における償却資産分については、これは既に引き取りもいたしておるわけでございまして、ほ

ぼその内容で税収が凶られるということで考えますと、非常に2億8,000万円ほどの対前年補正後の予算対比で、償却資産については減少を見込んでおります。

したがって、法人町民税は増加に転じるけれども、固定資産税における償却資産分はマイナスになるという見込みでおるところでございます。

さらに、安定税収として御指摘される個人町民税につきましては、ほぼ所得は横ばいという中で、社会保障料の増加が見込まれております。したがって、控除額の増により、課税所得金額は減という見込みもしております、対前年補正後予算と比べて若干の減という見込みをいたしております。

さらに、固定資産税の土地・家屋でございますが、これにつきましては、市街化区域の拡大を今年度図っております。したがって、市街化の課税が税収増につながります。これが2,600万円ほど見込んでおるところでございます。

さらに、家屋につきましても、相見地区・坂崎地区の住宅開発による新增築家屋がございます。これらにつきまして、増収の対象ということで見込んでおるところでございます。

以上で、これが5億になるかならないかということにつきましては、私は非常に厳しい見方をしております。

それは、法人の町民税の行方が過去の欠損は埋まったけれども、これから果たして景気回復の波に乗っていけるかどうかというところは、これはまた定かではないわけですので、状況については、今後、推移を見守っていきたいというのが今の状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なぜ私があなたの言葉じりとは言いません。言質をとらえて物を言うかというのは、それは一つは、昨年9月決算の認定のときに、21年度は年度末間際になって、税収の落ち込みを借金で21億円カバーして、それを全部財調に積んだじゃないかと。そうしたときに、あなたは何と言った。今後、税収に対応するような起債、いわゆる財政対策債だとか臨時財政対策債、そんなことはいいわ。要は、税収に落ち込んだ起債対応は今後見込めませんよと、だから借金ができるときにはどんどん借金するんだというのがあなたの論法だったわけだ。だけれども、現実にはこの新年度で2億円の財政対策をやったわけだ。

だから、その時々でいいようにこけおどしして、いかにも慎重にやっとなことだけれども、萎縮させるような方向をとって行政がどうするんだ。

別に空元気にやって、住民を空元気にさせればいいということを言っとなわけじゃなくて、不安を助長させるような対応の仕方や財源の見通しへの問題という点では、慎重になることは事実だ。だが、あなたの言ってきた内容は、過去の発言も含めていくなれば、言ってみればこけおどしに過ぎんわけだ。片一方でやらへん、やらへんと言いながら、今年度、2億円の臨時財政対策債を設けるわけだ。

という点からいくと、ちょっと私はその立場にあるものの慎重な発言だというふうにはうかがえない。

したがって、今言われたように、法人の関係、個人の関係、特に償却は、これから設

備投資がない限り、低率でだっと減っていくわけだ。

という点からいけば、見通しの状況としてはある。しかし、個々の税目なりをきちっと見ていかないと、償却資産イコール設備投資がない限りは、固定資産税の償却はふえませんがということだけを前面に立てることがいいことかどうかということも、私はしんしゃくした答弁が求められてしかるべきだろうなというふうに思うわけですが、そうした点はいかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 23年度の予算においては、14億6,000万円の財調の取り崩しを図っておるわけです。残りが23億円という財調でございます。今年度と同様に、24年度に同じ額の取り崩しをした場合、残りは10億円を切るわけでございます。そうしますと、景気回復が望めない以上は、今の予算規模の維持はできないというふうに私どもは判断をいたしておるところでございます。

したがって、健全財政という中での持続可能な幸田町の行財政ということになるわけでございますので、決して不安をあおっているというわけではございません。厳しく見ながら、そこで余裕が生じた場合には、それはそれで活用を考えていけばいい話であって、十分ふんどしを締めて財政運営に当たるといことが基本だというふうに考えておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もちろん十分ふんどしを締めてやるということと同時に、そもそも財調とは何だと。そもそも財調とは何だと、わかりやすく言えば生活資金の貯金ですよ。生活が苦しくなれば、その貯金をおろして活用するのが当たり前。しかし、来年度も引き続き14億をやったら、後はあらへんよと、すっからかんですよ。そういう論法が成り立つのかということで、その前提は今の行政水準を維持する。じゃあ、その行政水準の中でどういう問題があるのかというのは、時間もないんで、予算特別委員会でまた申し上げていくけれども、そういうことも含めて、私は今のあなたの発想と言えば、元気にならずにしっぽを丸めて、頭を丸めて、寒い風を耐え忍んでいけよと、こういう感覚では、私は住民は元気にならんだろうということを申し上げて、次に移ります。

そもそも教育委員会で、教育委員会の予算がのっとるんで、教育委員会ということなんですけど、そもそも論から言って、指定管理者制度というものをあなた方自身がどういうふうに理解をしているのか。

5年間で16億円の債務負担行為をやっとなりますよね。そういう中で、5年間のうちの1年度分というのが23年度予算の中に計上されております。そういうことも含めて、そもそもですよ、後の予算の関係の細かいことは言わへん。後でまたできるからな。そもそも論として指定管理者制度というのはどういうふうなもんですか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） そもそも指定管理者制度、公の施設で民間業者等の持っているノウハウを活用して、住民サービスの質の向上を図っていくことで、その施設の設置の目的を効果的に達成するといったようなことから、平成15年の9月に設けられた制度というふうに書いてありますが、実際には、多分、質問の趣旨が違うと思うんですが、

制度の理解と言われましたので、基本的には余りその指定管理者に対して口を出すべき性格のものではないですが、ただし公、いわゆる自治体としての施設をつくった者としての責任もあるといったような理解をしております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、公の施設、その施設を設立し、あるいは設置した趣旨が生かされると、これが前提ですよね。その前提で、町が選定した指定管理者に管理・運営を任せると、こういうことなんですよ。その管理・運営を任せただけによって、公の施設の設置目的が実現できることを前提とすると、こういうことなんです。このことについては、これ以上触れません。

そうしたときに、予算書の122ページ以降に、町民会館を含めて、プール、図書館も経費でのっている。そうしたときに、指定管理者として5年間で16億円、この16億円というお金の性格はどういうものですか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 管理料16億円の性格といいますか、5年間で指定の文化振興協会がその施設の管理または運営をしていくに当たっての必要な経費ということで、人件費等、もろもろの事業に必要な経費というふうに理解しております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説の内容で、大きな間違いは、大きな間違いというような言い方は御無礼に当たります。そういうことでいいと思います。

16億円で三つの施設プラス HAPPINESS・ヒル・幸田という全体を指定管理者である文化振興協会にお任せしましたよ。つまり、わかりやすく言えば、金は出すが、行政は口を出してはいけませんよ。口を出さないかわりに、16億円、5年間やりますよというのが予算の組み立てでしょう。

そうしたときに、先ほど申し上げた122ページ以降、これは自治法の中できちっと定められている第1節から第29節まで細分化して、これは自治体として守らなければならない予算の組み立てです。款・項・目、ここまではそれぞれの自治体が自由に裁量にしても結構だ。しかし、節別の予算は地方自治法で第1節は報酬と、報酬から全部細かく決まっておるということは、これをもとにして会計監査、あるいはそれぞれの自治体からいけば管理会計監査、監査委員が監査の対象にしますよ、ということなんですよ。

そうしたときに、指定管理者である幸田町の文化振興協会も監査委員の監査の対象にはなりません。当然です。予算を勝手に使ってもいいということじゃない。ただ、それを行政側が1節から29節まで事細かにこういう予算の配分をするということは、金は出すけれども、口は出さないという原則から逸脱していませんかということをお尋ねしとる。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 質問の趣旨が、私、いまいちよく理解できなかったもので、今言う趣旨で答えたと思いますが、私どもの会計は、自治法で1節から29節、報酬から予備費まであるわけですが、今、議員の質問というのは、文化振興協会における予算の組



み立てのことだということで答弁をさせていただきたいと思いますが、確かに実質には文化振興協会には1節という数字はないわけですが、報酬とか、役員報酬とか、いろいろな勘定科目があって、31科目あります。

確かに、非常に細かいということで、私はまだその事情を知らないときに、ちょっと細かいんじゃないかといったようなこともありました。17年度までは町が実際に管理しておって、文化振興協会に指導といったような形でやってきたわけですが、18年度からは文化振興協会、あくまでも指定管理者ということで、自前の会計処理をしていく必要があるということから、一気にはということで、18年度で試験的に自分たちで会計士さん、いわゆる文化振興協会が会計士を入れて、勘定科目を設定したということを知っています。

その主な目的というのが、かなり細かいので、なぜこんなに細かいのかということでやりますと、消費税の関係で、言い方がちょっと間違っておるかもしれませんが、課税推計とか、いろんな消費税に関連する科目と関連対象外の科目とがどうもあるそうで、その辺のことを会計士さんと十分に練って1年間試行してやった結果、うまくいきそうだということで、正式には19年度から今の会計士さんと規定をつくりまして、今のような運営を行ったというふうに聞いておりました、私どものほうが、いわゆる自治法の1節から29節に倣って科目をとというような指導はしなかったというふうに聞いております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 余り先に行くと話が混乱するわけなんで、ですから私は、要は、申し上げたいのは、この予算書の中で節別予算まで事細かに予算配分をするということは、指定管理者制度という趣旨から外れておりますよと。

あなたの言われるように、数年前から、課税業者、非課税業者という形の中で、自治体には課税はされないけれども、指定管理者には課税をされてくる費目があるから、その消費税の問題も含めて、今、31節あるとか、30節あると言われた。ですから、地方自治法の言うところの節別のほかにまだ新たな節別を設けて財政運営、予算管理をしている。そのことは当然のことなんです。

自治体としてやるべきことと指定管理で任された人間がより細部にわたってどういう予算の組み立てをするのかということは、場違いの話なんです。もう少しわかりやすく言うならば、侵略戦争反対なんです。相手の分野に侵略して口出しをして、予算配分まで、こうやって、こうやって、こうやってと。そして、議会の議決の対象になるような予算書の中に書き込むと。しかし、実態としては、あなたの言われているように、指定管理者である文化振興協会は別な予算で組み立てておりますよと。矛盾が出るじゃない。

ですから、私は冒頭申し上げたように、金は出すが口は出さない、内部不干涉の原則という点からいけば、ここに大きな問題があるんじゃないでしょうかということなんです。そこら辺の問題意識をお尋ねしとるわけだ。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 済みません、いまいち趣旨がよくわからないということで、この122ページから、11節需用費からずっと19節の負担金、補助及び交付金まであ

るわけですが、この中で指定管理者、いわゆる指定管理料としては13節委託料の例えばこの町民会館費ですので、1億8,100万円、そしてまたこれは当然委託料として出すということで、町の予算としてのせる必要があるというふうに思っております。

また、19節の負担金、補助及び交付金ですが、1,000万円、これは文化の振興のための費用ということで1,000万円を出すということでありますが、この辺は当然支出に関するということで監査の対象にはなろうかと思えます。

私どもは、伊藤議員が言われたように、文振協の予算約5億円、1口5億円の中身についてあだこうだというつもりは一切ございません。今までもそういった18年度以降、報告書もいただいておりますし、予算書もいただいております。その中で、ここがちょっとあだこうだといったようなことは、そういうあしき指導はしていないというふうに私は理解をしております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 残り時間が2分で、微に入り細に入りやるとはるかにオーバーしていくんで、後、担当の課長もお出になる特別委員会でやっていきますが、ただあなたの答弁からいくと、今の実態と幸田町がおやりになっていること、そして金は出すが口は出さないという原則が大きく踏みにじられているということだけは認識をして、後は予算特別委員会に譲ります。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、18号議案の質疑を打ち切ります。

ここでお諮りいたします。

本日の日程はこれまでとし、第19号議案以降の質疑は3月10日木曜日に繰り延べたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認め、よって、第19号議案以降の質疑は3月10日木曜日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月10日木曜日午前9時から会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

散会 午後 4時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年3月9日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 鈴 木 修 一

議 員 大須賀 好 夫